

今治明德短期大学 研究紀要

第37集

目次

糖尿病アンケート調査における短期大学生の知識と理解都知木 誠.....	1
介護福祉士養成課程における障害者福祉教育の現状と課題河 内 康 文.....	9
小型児童館の今後の役割と方向性への提言 - 今治市児童館の歴史と事業をモデルとして -泉 浩 徳.....	21
短期大学教育の質の向上を目的とする本学の取組 I - 三つの方針の策定に向けた自己点検・評価委員会の活動報告 -原 映子、真鍋誠子、泉 浩徳、西本修文、寺川夫央、 中居由香、徳永英幸、武田秀敏、土井敏徳.....	31
資料・報告	
今治明德短期大学におけるタブレット端末の導入プロセス - 導入前の検討課題に焦点をあてて -河内康文、原 映子、寺川夫央、中居由香、竹田貴好、随行教子、 都知木誠、綿貫周久、渡邊陽子、玉井里美、白石真由美、元山愛子.....	43
「発達障害を抱える子どもの保護者としての視点」 - 保護者自身のライフストーリー及び意識変容のプロセス -泉 浩徳、田中 輝和.....	57

平成 26 年 3 月

今 治 明 徳 短 期 大 学

糖尿病アンケート調査における短期大学生の知識と理解

都 知 木 誠

Knowledge and understanding of diabetes in junior college students

Makoto Tochigi

要 約

平成23年、厚生労働省「国民健康・栄養調査」¹⁾の結果によると、糖尿病が強く疑われる者、および糖尿病の可能性が否定できない者の割合は、27.1%と推計され、国民の4人に1人が糖尿病かその予備軍であることが明らかとなった。まさに、糖尿病は国民病といえる。これだけ身近な疾患である糖尿病に対して、一般の人の理解がどれだけあるのかを知るため、本学学生を対象に糖尿病に対する理解度アンケートを行った。結果は、糖尿病には1型と2型があるということは知っているが、それぞれの違いについての理解は低かった。しかしながら、血糖値を自己測定する場合があることや糖尿病を発症した後の合併症については、よく理解していた。糖尿病が人工透析の原因となることが多いことについては、ほとんどの者が知らなかったが、糖尿病に関する表面的な知識は皆持っていた。

序 論

糖尿病は、インスリンの絶対的不足あるいは相対的な不足により、慢性的な高血糖を呈し、種々の代謝異常を伴う疾患である。糖尿病の発症には、遺伝素因と環境による影響が大きく関わっている。糖尿病は慢性化すると、網膜症、腎症、神経障害に至る。さらに、糖尿病は動脈硬化を促進し、血栓の形成による大血管障害を引き起こす可能性を高める。

本研究では、糖尿病に対する短期大学生の理解度を調査する。糖尿病患者について理解することは、大変重要である。なぜなら、近年、糖尿病患者数は膨大な数となり、私たちの身近な所で理解を必要としている人達がいるからである。

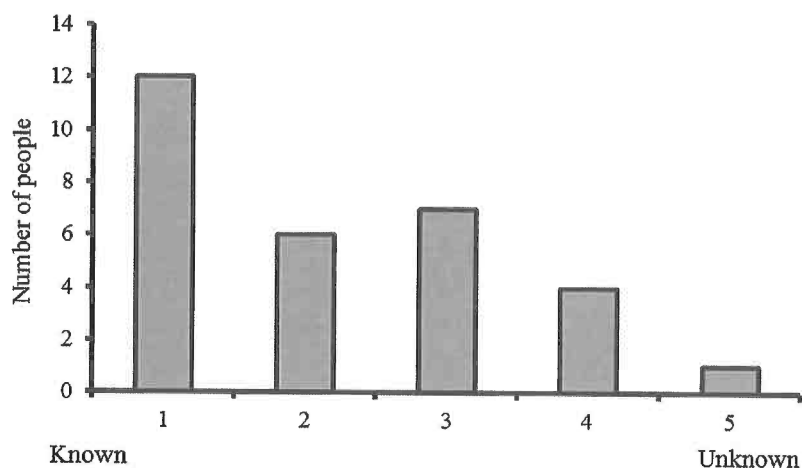
材料と方法

製菓製パンコース16名、別科調理専修15名の計31名、年齢18歳～44歳に対して、自由記入により糖尿病に関する7つの項目についてアンケートを実施した。なお、アンケートにおける理解度の尺度は、1：よく知っている、2：少し知っている、3：聞いたことがある、4：あまり知らない、5：知らない、とした。

結 果

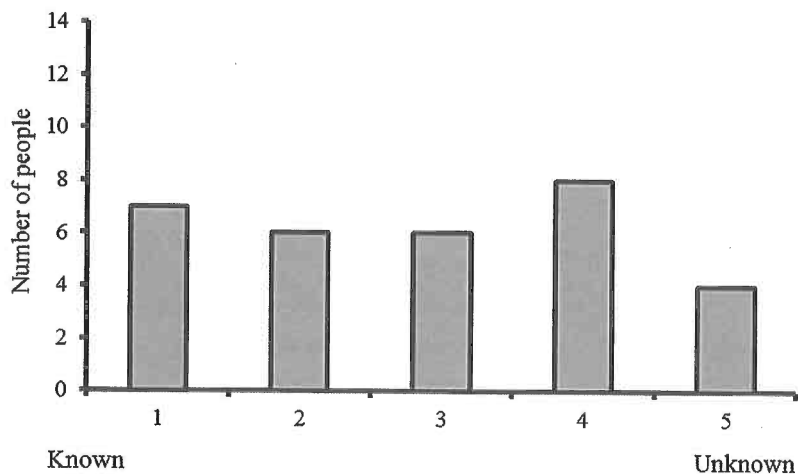
① 糖尿病は1型と2型に分類されることを知っていますか。

1:よく知っている	2:少し知っている	3:聞いたことがある	4:あまり知らない	5:知らない
12	6	7	4	1



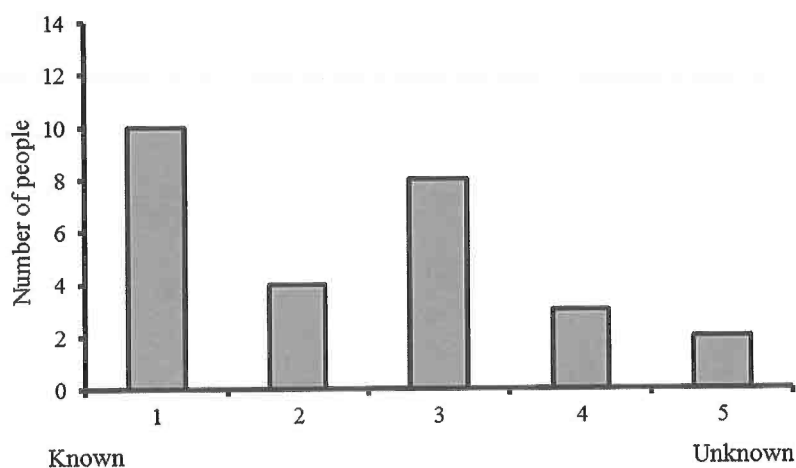
② 1型・2型糖尿病の違いを知っていますか。

1:よく知っている	2:少し知っている	3:聞いたことがある	4:あまり知らない	5:知らない
7	6	6	8	4



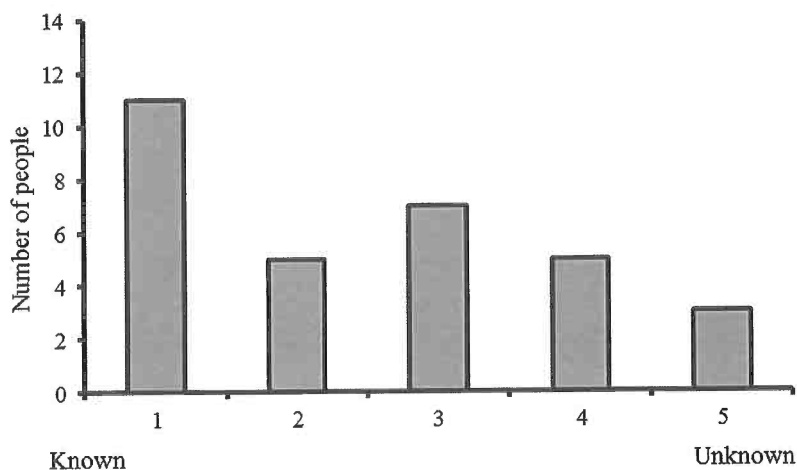
- ③ 1型糖尿病の患者さんは、自分で血糖値を測定（採血）し、インスリン注射を行っていることを知っていますか。

1:よく知っている	2:少し知っている	3:聞いたことがある	4:あまり知らない	5:知らない
10	4	8	3	2



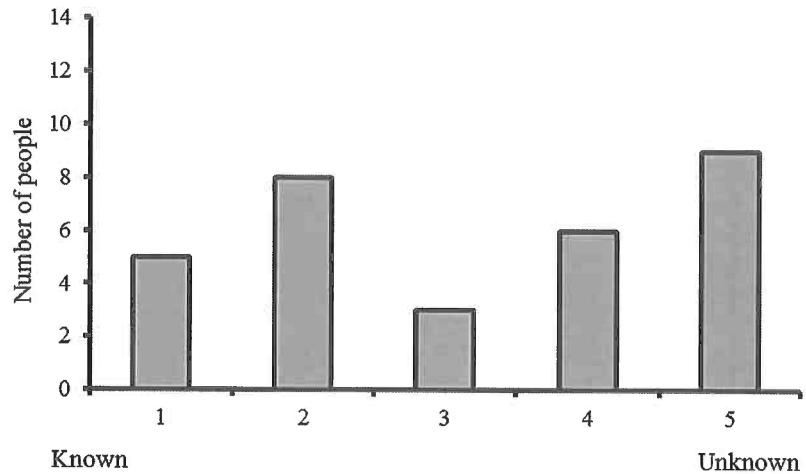
- ④ 糖尿病の合併症として、失明したり足を切断しなくてはならない場合があることを知っていますか。

1:よく知っている	2:少し知っている	3:聞いたことがある	4:あまり知らない	5:知らない
11	5	7	5	3



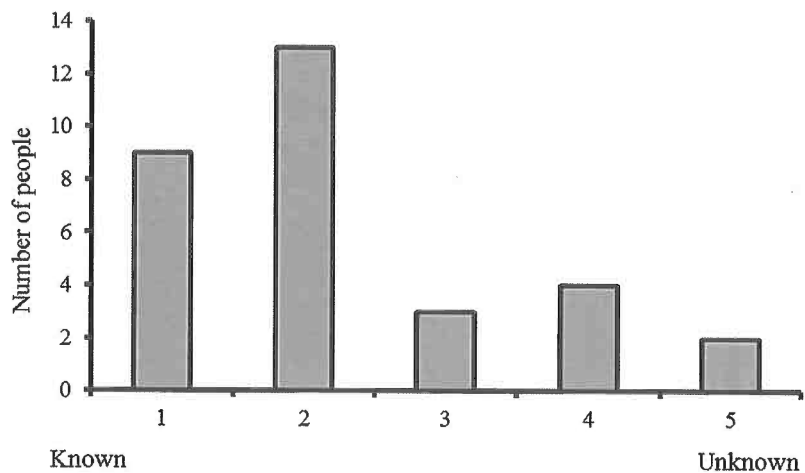
- ⑤ 現在、人口透析（腎機能が低下しているため、人工的に血液を機械でろ過する）に至るもっとも多くの原因が糖尿病であることを知っていますか。

1：よく知っている	2：少し知っている	3：聞いたことがある	4：あまり知らない	5：知らない
5	8	3	6	9



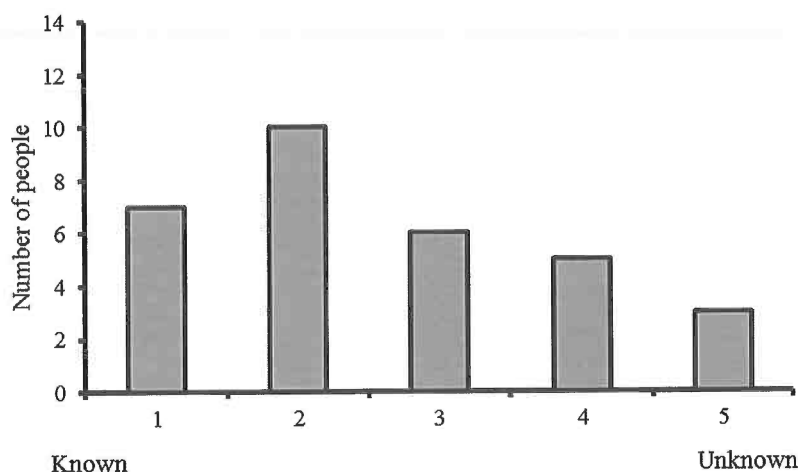
- ⑥ 糖尿病の人は、脂質異常症・高血圧症などが併発しやすいことを知っていますか。

1：よく知っている	2：少し知っている	3：聞いたことがある	4：あまり知らない	5：知らない
9	13	3	4	2



- ⑦ 糖尿病による死亡率はさほど高くありませんが、脂質異常症や高血圧症との合併により、動脈硬化を促進し、生命に関わるような大血管障害につながることを知っていますか。

1:よく知っている	2:少し知っている	3:聞いたことがある	4:あまり知らない	5:知らない
7	10	6	5	3



考察 今後の展望

糖尿病について、身近な病気であるため学生は皆、イメージはよく浮かぶ様子であった。しかし、普段の授業の様子からもうかがえるが、「病態を詳しく説明する」となると困難なようである。昨今では、テレビやインターネットなどで情報が氾濫し、一般の人々においてもかなりの知識を有している場合もある。ただし、間違った情報を鵜呑みにし、日常生活の中で取り入れてしまっている可能性もある。特に本学の学生においては、栄養学等の食や病気に関する専門の科目を履修するため、情報の取捨選択ができるような教育的アプローチが必要である。

今後糖尿病患者数はさらに増え、自分自身の管理だけでなく、周りの人々へのサポートも必要になってくるだろう。そのためには、糖尿病に対する基礎的な知識と理解が必要である。

糖尿病治療の根底にある医学的な基礎研究は大変重要である。近年、糖尿病治療のターゲットとして、糖尿病と小胞体ストレスとの関係が明らかとなってきている。膵臓のランゲルハンス島β細胞は、永続的に多量のタンパク質を合成している。実際、膵β細胞は1分間に100万ほどのインスリン分子を生成すると考えられている²⁾。そのため、小胞体ストレスが過剰な状態 (overload) となりやすい。

小胞体は細胞内小器官の一つであり、分泌タンパク質や膜タンパク質、脂質の合成やカルシウムイオンの貯蔵などを担っている。小胞体内に分泌されたタンパク質は、3次元の

に折りたたまれることにより、タンパク質としての機能を発揮する。特に膵 β 細胞は、インスリン分泌のための発達した小胞体を持ち、小胞体においてインスリンにジスルフィド(S-S)結合などの修飾を行っている。そして、過剰なタンパク質や折りたたみに失敗した不良なタンパク質は、翻訳が抑制され再びfoldingされるか分解・除去される。この不良なタンパク質が蓄積された状態が、小胞体ストレスであり、これに対する適応反応を小胞体ストレス応答(unfolded protein response: UPR)という³⁾。

UPRは、IRE1 (Inositol requiring 1), PERK (PKR-like endoplasmic reticulum kinase), ATF6 (activating transcription factor 6) の3つの調節器によって担われている。これら master regulatorが下流の分子群に働き、UPRの標的となる遺伝子の転写が促進される。すなわち、小胞体ストレス下において、IRE1はXBP1 (X-box binding protein 1) に作用し、小胞体内の変性タンパク質を分解除去する遺伝子やタンパク質を折りたたむ際に機能する遺伝子の転写を促進する^{4,8)}。また、重度の小胞体ストレス下においては、IRE1により TRAF2 (TNF-receptor-associated factor 2) が動員され、ASK1 (apoptosis-signaling kinase 1) の活性化が起こり、活性化されたASK1は、JNK (c-Jun N-terminal protein kinase) に作用してアポトーシスを引き起こす^{9,11)}。PERKは、小胞体ストレスを感知すると2量体となり、自己リン酸化を生じる。次いで、eIF2 α (eukaryotic initiation factor 2 α) サブユニットをリン酸化し、タンパク質の翻訳を阻害する¹²⁾。一方、ATF4 (activating transcription factor 4) の転写は、eIF2 α のリン酸化に伴って選択的にリン酸化され、UPR標的遺伝子の転写を促進する¹³⁾。ATF6は、小胞体ストレスを感知すると、ゴルジ体に移動してS1P (site-1 protease) およびS2Pにより切断されて、活性化b-ZIP因子が生成される¹⁴⁾。この間、ATF6は核に移行し、UPR標的遺伝子を活性化させる^{15, 16)}。

例えば、これら3つのmaster regulatorのうちPERKが欠損したマウスでは、大量の膵 β 細胞が早期にアポトーシスを引き起こしてしまうため、幼児期に糖尿病となってしまう(Wolcott-Rallison症候群)^{17, 18)}。小胞体内に変性タンパク質が蓄積されるとPERKは活性化され、eIF2 α を介して、タンパク質の翻訳を抑制する。PERKが欠損すると、膵 β 細胞は翻訳量を軽減させることができず、変性タンパクの蓄積により、最終的にアポトーシスを引き起こす¹⁷⁾。

また、糖尿病の状態で膵 β 細胞に蓄積するタンパク質C/EBP β (CCAAT/enhancer-binding protein beta) は、小胞体ストレスがかかることで膵 β 細胞内での発現が亢進することが分かっている¹⁹⁾。C/EBP β の発現が亢進することで、分子シャペロンGRP78 (Bip) の発現が抑制され、小胞体ストレスに対して膵 β 細胞が減弱になることが明らかとなっている。そして、膵 β 細胞特異的C/EBP β トランスジェニック (TG) マウスにおいて、インクレチン関連薬であるDPP-IV阻害薬を投与すると、随時血糖値およびインスリン値は改善した。また、C/EBP β TGマウスで減少した膵 β 細胞量を有意に増加させた²⁰⁾。

このように小胞体ストレスは本来、細胞にとってトキシックに作用し、ネガティブな印象を受ける。しかし、小胞体ストレスの刺激により、細胞の分化を促進するようなポジティブな作用があることも分かっている。

広島大学のグループは、ATF6に構造的に類似する小胞体ストレスセンサー OASIS (old astrocyte specifically induced substance) を新たに発見した²¹⁾。OASISは、骨格、消化管、唾液腺、中枢神経系のアストロサイトなどに存在し、組織特異的にその発現がみられる。

OASIS欠損マウスでは、野生型と比較して体格が小さく、全身の骨組織の著しい減少がみられる。OASIS遺伝子の欠損により骨芽細胞ではI型コラーゲン遺伝子 (Colla1, Colla2) の発現は著しく低下する。未分化間葉系幹細胞がBMP2 (bone morphogenetic protein 2) による刺激を受けて骨芽細胞へと分化する際、軽微な小胞体ストレスが生じ、OASISの膜内切断が起こる。膜内切断により生じたp50OASISフラグメントが核内に移行しCRE類似配列 (cyclic AMP response element) に結合してI型コラーゲン (Colla1) の転写を促進し骨形成を促進する。このように、細胞死を生じない程度の軽微な小胞体ストレスが小胞体ストレスセンサーを介して、組織形成を促進するような細胞にとってポジティブな働きもあることが近年明らかとなってきた。

糖尿病の発症と小胞体ストレスの関係が明確にされつつある。膵β細胞のような、永続的に多量にタンパク質を分泌する組織は、小胞体ストレスによる障害を受けやすい。一方で、組織が分化する際に起こる多量のタンパク質合成が刺激となり、小胞体ストレスを生じて細胞の分化の引き金となる場合もある。現在では、小胞体ストレスとその組織特異性から、具体的な治療法の確立にまで発展しようとしている。今後、小胞体ストレスの研究が進むことで、さらなる糖尿病の治療ターゲットの獲得が期待される。

参考文献

- 1) 平成23年国民健康・栄養調査報告、厚生労働省
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/eiyou/h23-houkoku.html>
- 2) Scheuner D, Kaufman RJ. The unfolded protein response: a pathway that links insulin demand with beta-cell failure and diabetes. *Endocr. Rev.*, 29: 317-333, 2008
- 3) Bernales S, Papa FR, Walter P. Intracellular signaling by the unfolded protein response. *Annu. Rev. Cell Dev. Biol.*, 22: 487-508, 2006
- 4) Calton M, Zeng H, Urano F. et al. IRE1 couples endoplasmic reticulum load to secretory capacity by processing the XBP-1 mRNA. *Nature*, 415: 92-96, 2002
- 5) Shen X, Ellis RE, Lee K. et al. Complementary signaling pathways regulate the unfolded protein response and are required for *C. elegans* development. *Cell*, 107: 893-903, 2001
- 6) Yoshida H, Matsui T, Yamamoto A. et al. XBP1 mRNA is induced by ATF6 and spliced by IRE1 in response to ER stress to produce a highly active transcription factor. *Cell*, 107: 881-891, 2001
- 7) Yoshida H, Matsui T, Hosokawa N. A time-dependent phase shift in the mammalian unfolded protein response. *Dev. Cell*, 4: 265-271, 2003
- 8) Lee AH, Iwakoshi NN, Glimcher LH. XBP-1 regulates a subset of endoplasmic reticulum resident chaperone genes in the unfolded protein response. *Mol. Cell Biol.*, 23: 7448-7459, 2003
- 9) Nishitoh H, Matsuzawa A, Tobiume K. et al. ASK1 is essential for endoplasmic reticulum stress-induced neuronal cell death triggered by expanded polyglutamine repeats. *Genes Dev.*, 16: 1345-1355, 2002

- 10) Nishitoh H, Saitoh M, Mochida Y. et al. ASK1 is essential for JNK/SAPK activation by TRAF2. *Mol. Cell*, 2: 389-395, 1998
- 11) Urano F, Wang X, Bertolotti A. et al. Coupling of stress in the ER to activation of JNK protein kinases by transmembrane protein kinase IRE1. *Science*, 287: 664-666, 2000
- 12) Harding HP, Zhang Y, Ron D. Protein translation and folding are coupled by an endoplasmic-reticulum-resident kinase. *Nature*, 397: 271-274, 1999
- 13) Harding HP, Novoa I, Zhang Y. Regulated translation initiation controls stress-induced gene expression in mammalian cells. *Mol. Cell*, 6: 1099-1108, 2000
- 14) Ye J, Rawson RB, Komuro R. et al. ER stress induces cleavage of membrane-bound ATF6 by the same proteases that process SREBPs. *Mol. Cell*, 6: 1355-1364, 2000
- 15) Haze K, Yoshida H, Yanagi H. et al. Mammalian transcription factor ATF6 is synthesized as a transmembrane protein and activated by proteolysis in response to endoplasmic reticulum stress. *Mol. Biol., Cell*, 10: 3787-3799, 1999
- 16) Yoshida H, Okada T, Haze K. et al. ATF6 activated by proteolysis binds in the presence of NF-Y (CBF) directly to the cis-acting element responsible for the mammalian unfolded protein response. *Mol. Cell Biol.*, 20: 6755-6767, 2000
- 17) Harding HP, Zhang Y, Bertolotti A. et al. Perk is essential for translational regulation and cell survival during the unfolded protein response. *Mol. Cell*, 5: 897-904, 2000
- 18) Delépine M, Nicolino M, Barrett T. et al. EIF2AK3, encoding translation initiation factor 2-alpha kinase 3, is mutated in patients with Wolcott-Rallison syndrome. *Nature Genet.*, 25: 406-409, 2000
- 19) Matsuda T, Kido Y, Asahara S. et al. Ablation of C/EBPbeta alleviates ER stress and pancreatic beta cell failure through the GRP78 chaperone in mice. *J Clin Invest* 120: 115-126, 2010
- 20) Shimizu S, Hosooka T, Matsuda T. et al. DPP4 inhibitor vildagliptin preserves β -cell mass through amelioration of endoplasmic reticulum stress in C/EBPB transgenic mice. *J Mol Endocrinol* 49: 125-135, 2012
- 21) Murakami, T. Saito A, Hino S. et al. Signaling mediated by the endoplasmic reticulum stress transducer OASIS is involved in bone formation. *Nature Cell Biol.*, 10: 1205-1211, 2009

介護福祉士養成課程における障害者福祉教育の現状と課題

河 内 康 文

The current situations and issues on the trend of disable people education in care workers training college

Yasufumi Kouchi

1 研究目的

これまで、介護をとりまく動向は、主に高齢者介護を中心に展開されてきたといえる。たとえば、介護福祉士という国家資格が1987年に制定された背景には、高齢社会の進展が大きな理由としてあり（厚生統計協会 2012：221）、このことから高齢者介護に関する注目度が高いことがわかる。一般的にも、介護といえば高齢者介護をイメージする人が多いだろう。理由を考えてみると、介護が必要な人は、圧倒的に高齢者の占める割合が高いことがある。また、多くの人は、高齢者になり一定期間介護が必要になると考えているであろうが、自らが障害者になると連想する人は少ないだろう。その意味で、障害者は、一般的に介護の対象として認識されることが少ないように思われる。

もちろん、実際には、介護を必要とする高齢者と同様に、障害者も介護ニーズを有している。ただ、高齢者と障害者のそれぞれの介護においては、年齢・疾病・制度・家族状況といった個人因子や背景因子に違いがある。したがって、障害者介護は、高齢者介護と違った見地からのアプローチが必要になり、そのための効果的な教育が必要になる。

障害者に対する介護ニーズをより充足可能にする介護福祉士を養成するためには、障害者に関連する介護福祉士養成教育に着目し、その教育に関する課題を明確にすることが重要である。しかしながら、障害者福祉と介護福祉士養成教育の関連についての研究は少ない。たとえば、メディカルオンラインで「介護 障害 教育」の検索結果は0件である。また、同様のキーワードによりCiNiiで検索した結果、ヒットした件数は1件である。このように、未だ十分に明らかにされていない領域を研究レベルで検討しておくことは意義があると思われる。そこで、本論文では、介護福祉士養成教育における障害者福祉の位置づけに着目して、より効果的な教育をしていくための理論的な考察をしていくことを目的とする。

なお、本論文で使用する障害という用語について補足しておく。「障害」あるいは「障害者」（害を碍と表記するものも含む）という言葉・漢字の意味には、否定的なニュアンスが含まれている。その意味で、この用語を用いることは、筆者は決して適切であると思っていない。実際に、「障害」という用語を使用してほしくないという障害当事者がいる。また、「障害」や「障害者」には、保護・同情・施し・憐み・恩恵の対象であった歴史的背景あり、そのことが決して肯定的とは言えない用語の意味にもかかわっている。しかし、

現時点において「障害」に代わる表現は、開発されていないのも現状である。

「障がい」、「しょうがい」というひらがな表記もみられる。この表現は、「障り」や「害」というネガティブな漢字をひらがな表記により緩和しようとする意図がある。ただ、言葉を変えることのみで、本質的な「障害」、「障害者」意味の議論が見失われてしまうという見解がある。

ICF (International Classification of Functioning, Disability and Health) にも影響を与えたイギリス障害学の領域では、「社会的に無力化された人びと」という意味で「disable people」が用いられている。本論文では、このイギリス障害学の意味合いを込めつつ、あえて「障害」、「障害者」という漢字表記を用いる。次いで、2013年4月より障害者自立支援法の改正法として、障害者総合支援法となっているが、改訂の関係上で教科書記載は混同したものとなっている。そのため、本稿では、表記が多い障害者自立支援法の用語で統一して論を進めていく。

2 介護福祉士養成教育の動向

1987年に社会福祉士及び介護福祉士法が制定されて、介護福祉士養成教育がスタートした。当初の介護福祉士養成課程は、一般教育科目の他、専門科目として、社会福祉概論、老人福祉論、障害者福祉論、リハビリテーション論、社会福祉援助技術、レクリエーション指導法、老人・障害者の心理、家政学概論、栄養・調理、家政学実習、医学一般、精神衛生、介護概論、介護技術、障害形態別介護技術、介護実習、実習指導、が指定科目とされた（総時間数1500時間以上）。

2000年には、介護保険法の施行など介護を取り巻く動向も変化していく。こうした動きは、介護福祉士養成課程の改正にもつながる。具体的には、2000年に介護福祉士養成課程が改正されて、教育時間の増加（1500時間以上から1650時間以上へ）、及び教育内容の充実が図られた。教育内容の充実とは、(1) 介護保険制度及びケアマネジメントに関する内容、(2) 保健医療分野の専門職との連携に必要な医学知識の強化、(3) 人権尊重・自立支援等の社会福祉の理念・コミュニケーションに関する内容の強化、(4) 居宅介護実習の必修化、(5) 介護過程の展開方法、の追加等が行われ、知的障害者や精神障害者といった対象者の拡大も図られた（表－1参照）。

その後、さらなる介護ニーズの高度化・重度化・長期化などの変化を踏まえ、介護福祉士の見直しの必要性がでてきた。そして、2007年には、「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案」が国会に提出され、可決・成立した。その結果、介護福祉士養成課程は、「人間と社会」、「介護」、「こころとからだのしくみ」の3領域に整理されることとなった（実施は2009年からである）。

さらに、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号。以下、「介護保険法等一部改正法」という）」が平成23年6月22日に公布され、介護福祉士の業務内容に喀痰吸引等が追加された。介護福祉士養成施設においては、入学者の卒業時期が平成27年度以降となる場合に、当該学生に対して医療的ケアの教育（50時間以上の講義とシュミレーターを活用した演習）を行う必要がある（表－2参照）。

表-1 介護福祉士養成旧カリキュラム

科目名	時間数
人間とその生活の理解	120時間
社会福祉概論	講義 60時間
老人福祉論	講義 60時間
障害者福祉論	講義 30時間
リハビリテーション論	講義 30時間
社会福祉援助技術	講義 30時間
社会福祉援助技術演習	演習 30時間
レクリエーション活動援助法	演習 60時間
老人・障害者の心理	講義 60時間
家政学概論	講義 60時間
家政学実習	実習 90時間
医学一般	講義 90時間
精神保健	講義 30時間
介護概論	講義 60時間
介護技術	演習 150時間
形態別介護技術	演習 150時間
介護実習	実習 450時間
介護実習指導	演習 90時間
合計	1650時間

表-2 介護福祉士養成新カリキュラム

教育内容	時間数
人間と社会	240時間以上
人間の尊厳と自立	30時間以上
人間関係とコミュニケーション	30時間以上
社会の理解	60時間以上
介護	1260時間
介護の基本	180時間
コミュニケーション技術	60時間
生活支援技術	300時間
介護過程	150時間
介護総合演習	120時間
介護実習	450時間
こころとからだのしくみ	300時間
発達と老化の理解	60時間
認知症の理解	60時間
障害の理解	60時間
こころとからだのしくみ	120時間
医療的ケア	50時間
医療的ケア	50時間
合計	1850時間

3 介護福祉養成課程における障害者福祉教育に関する論点整理

(1) 旧・新カリキュラムの比較

厚生労働省の「社会福祉士及び介護福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて」は、カリキュラム改正の趣旨を以下のように述べている（厚生労働省 2008）。

- ・今回の教育内容の見直しは、介護福祉士制度創設後20年間の教育を踏まえ、現行の教育内容を「介護」の枠組みの中で統合再編することを基本とし、介護ニーズの変化を踏まえて介護実践に資する教育内容となるように充実・強化したものである。
- ・したがって、従来の科目のもとに学習されてきた教育内容も新しいカリキュラムの中に含まれるものである。
- ・教育内容についての国の基準は、基本となる教育内容を示したものであり、養成施設の教育方針や特徴に応じて弾力的運営が図れるように配慮したものである。

2点目に記されているように、新カリキュラムの教育内容は、旧カリキュラムの教育内容を踏襲するとしている。3点目には、養成施設の教育方針や特徴に応じて弾力的な運営が図られることが記述されている。

障害者福祉教育関連においては、旧カリキュラムの科目の名称に着目すると「障害者福祉論」（30時間）がある。一方で、新カリキュラムにおいては、「障害者福祉論」という名称はない。「障害」という名称がある科目は、「障害の理解」がある。旧カリキュラムの「障害者福祉論」は、30時間である。新カリキュラムの「障害の理解」は60時間であり、障害に関する授業内容は一見して増加したかのようにも見える。

旧カリキュラムの授業内容を示すものは、旧厚生省社会局長通知による「介護福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容について」がある。そのなかで、障害者福祉論

は表－３のように表記がなされている。一方、新カリキュラムは、厚生労働省社会・援護局長通知による「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」がある。そこでの「障害」という記述がある教育のねらい及び教育に含むべき事項は、表－４のようになっている。新カリキュラムは、各養成校が科目ごとに裁量で科目編成を行うことができるが、それは無制限の裁量ではなく、教育に含むべき事項の項目が個々の科目の授業計画案に記載されていることが条件となっている（厚生労働省 2008）。

さて、表－３及び表－４の旧・新カリキュラムを比較してみると、新カリキュラムは、旧カリキュラムの教育目的及び内容が大幅に削減しているようにも見える。このことは、厚生労働省が示す新カリキュラムにおける養成校の教育内容は、弾力的な運営が図れるように最低限度の表記になっているためである。ただし、厚生労働省によるカリキュラム改正の趣旨にもあるように、新カリキュラムは旧カリキュラムをすべて否定したものではなく、再編成を構築していくという位置づけである。その意味で、旧カリキュラムの内容をどのように新カリキュラムに位置づけていくのかという検討が必要になる。そこで、次節で旧カリキュラムと新カリキュラムの再編成の構築を検討してみる。

表－３ 旧カリキュラムにおける障害者福祉論の教育目的及び内容

「障害者福祉論」	
[目的]	
1	障害の概念と障害者の実態を理解させる。
2	障害者福祉の基本理念と目的について理解させる。
3	障害者福祉の法とサービスの体系及び内容について理解させる。
4	福祉サービスの具体的内容を理解させる。
[内容]	
1	障害の概念と障害者の実態
1)	障害の概念（WHO国際障害分類等により障害の概念を整理する）
2)	障害者の法的定義（福祉対策、所得保障、災害補償等の各種施策における障害認定の異同について理解させる）
3)	障害者の実態（各種データにより障害者の実態を紹介する）
2	障害者福祉の基本的理念
1)	人権尊重と権利擁護
2)	自立とリハビリテーションの理念
3)	ノーマライゼーションの理念と「完全参加と平等」（国際動向を中心に福祉理念の発展をみる）
4)	福祉理念の発展と障害者基本法（国内動向を中心に福祉理念の発展をみる）
3	障害者福祉サービスの体系と内容
1)	障害者福祉サービスの発展（戦後の福祉施策を中心に障害者プランについてもふれる）
2)	障害者福祉サービスの概要
①	障害児に対するサービス（児童福祉法を中心に）

- ②身体障害者に対するサービス（身体障害者福祉法を中心に、戦傷病者特別援護法等の施策にもふれる）
 - ③知的障害者に対するサービス（知的障害者福祉法を中心に）
 - ④精神障害者に対するサービス（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の中から社会福祉施策を中心にふれる）
 - 3) 福祉施策の周辺
 - ①保健医療（母子保健法、医療保険各法等に関する事項）
 - ②教育（特殊教育等に関する事項）
 - ③雇用・就労（障害者雇用促進法等に関する事項）
 - ④年金・手当（年金各法、手当各法に関する事項）
 - ⑤住宅（公営住宅法等に関する事項）
 - ⑥生活環境（交通、情報通信、公共施設の整備等に関する事項）
 - ⑦経済的負担の軽減（税制、公共料金、融資等に関する事項）
 - 4 事例研究（各障害別に具体的な事例を通じ介護福祉士として福祉サービスの過程を検討し学ぶ）
 - 1) 障害児の場合 2) 身体障害者の場合 3) 知的障害者 4) 精神障害者
 - 5) 重複障害者
- (注) 障害者には障害児を含む

表-4 新カリキュラムにおける「障害」表記がある教育のねらい及び内容

「社会の理解」

[ねらい]

(障害に関する記載がないものは略)

介護に関する近年の社会保障制度の大きな変化である介護保険制度と障害者自立支援法について、介護実践に必要な観点から基礎的知識を習得する学習とする。

[教育に含むべき事項]

(障害に関する記載がないものは略)

障害者自立支援制度

「障害の理解」

[ねらい]

障害のある人の心理や身体機能に関する基礎的知識を習得するとともに、障害のある人の体験を理解し、本人のみならず家族を含めた周囲の環境にも配慮した介護の視点を習得する学習とする。

[教育に含むべき事項]

- ①障害の基礎的理解
- ②障害の医学的側面の基礎的知識
- ③連携と協働
- ④家族への支援

(2) 旧・新カリキュラムの教育内容の比較

旧カリキュラムの旧厚生省社会局長通知による「介護福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容について」にある障害者福祉論と新カリキュラムの厚生労働省社会・援護局長通知による「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」における「障害」という名称に着目した教育のねらい及び教育に含むべき事項を比較してみる。まず、旧カリキュラムの「障害の概念」は、新カリキュラムの「障害の基礎的理解」が対応している。次いで、旧カリキュラムの「障害者福祉サービス」は、新カリキュラムの「障害者自立支援法」が対応可能である（表－５の１列目と２列目を参照）。

ところが、先述したように、新カリキュラムは、国としての介入はなるべく少なくし、養成校の裁量権増大を目的に教育内容の記載が最小限となっている。そのため、旧カリキュラムと新カリキュラムの教育内容の比較のみでは、旧カリキュラムの内容をどのように新カリキュラムに位置づけていけるのかという検討が十分にできない。

そこで、旧カリキュラムの内容をどのように新カリキュラムに位置づけていけるのかという検討の糸口として、厚生労働省の「社会福祉士及び介護福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて」に記されている「新しい介護福祉士養成カリキュラムの基準と想定される教育内容の例」を参考にしてみる（厚生労働省 2008）。旧カリキュラムの障害者福祉論の教育内容に対応する新カリキュラムの想定される教育内容の例にある科目と教育内容は、「人間の理解＝人権尊重、権利擁護、アドボカシー、自立、自律」、「社会の理解＝障害者福祉サービスの種類・内容、社会福祉基礎構造改革と障害者施策、支援費制度、障害者自立支援法、障害者福祉サービス利用の流れ、障害者基本計画、新障害者プラン」、「介護の基本＝リハビリテーション、ノーマライゼーション」、「障害の理解＝障害の捉え方、ノーマライゼーション、国際障害者年、保健医療職種との連携、家族のレスパイト」がある（表－５の１列目と３列目を参照）。

それでもなお、旧カリキュラムにおける障害者福祉論の教育内容はカバーできていない。そこで、細部にわたる教育内容を検討するために、新カリキュラムに対応した教科書の目次の内容を確認してみる。教科書は、『新・介護福祉士養成講座の全教科１巻～１４巻』を参考にした。参考にした理由は、今治明德短期大学介護福祉コースがこの教科書を使用しているからである。それら目次の内容からは、旧カリキュラムの教育内容がほぼ網羅されていることがわかる（表－５の４列目）。さらに、詳細に検討するため索引に書かれてある用語を記した（表－５の５列目）。

ここまで、厚生労働省が示す教育内容及び想定される教育内容の例と『新・介護福祉士養成講座の全教科１巻～１４巻』の目次及び索引を参考に、旧カリキュラムの教育内容が新カリキュラムの教育内容にどのように再構築をされているのかを整理してみた。その結果、旧カリキュラムの教育内容は、新カリキュラムにおいて、ほぼ網羅されていることがわかった。網羅されていない内容としては、旧カリキュラムの教育内容にあった障害者の実態や事例研究における障害児、知的障害者、重複障害者がある。新カリキュラムにおいては、その教育内容が不十分になっている可能性がある。一方、旧カリキュラムの教育内容にはなかった教育内容が新カリキュラムでは位置づけられているものがある。それは、発達障害に関すること及び連携と協働や家族への支援である。

ところで、旧・新カリキュラムにおける教育内容の比較においては、旧カリキュラムでは、

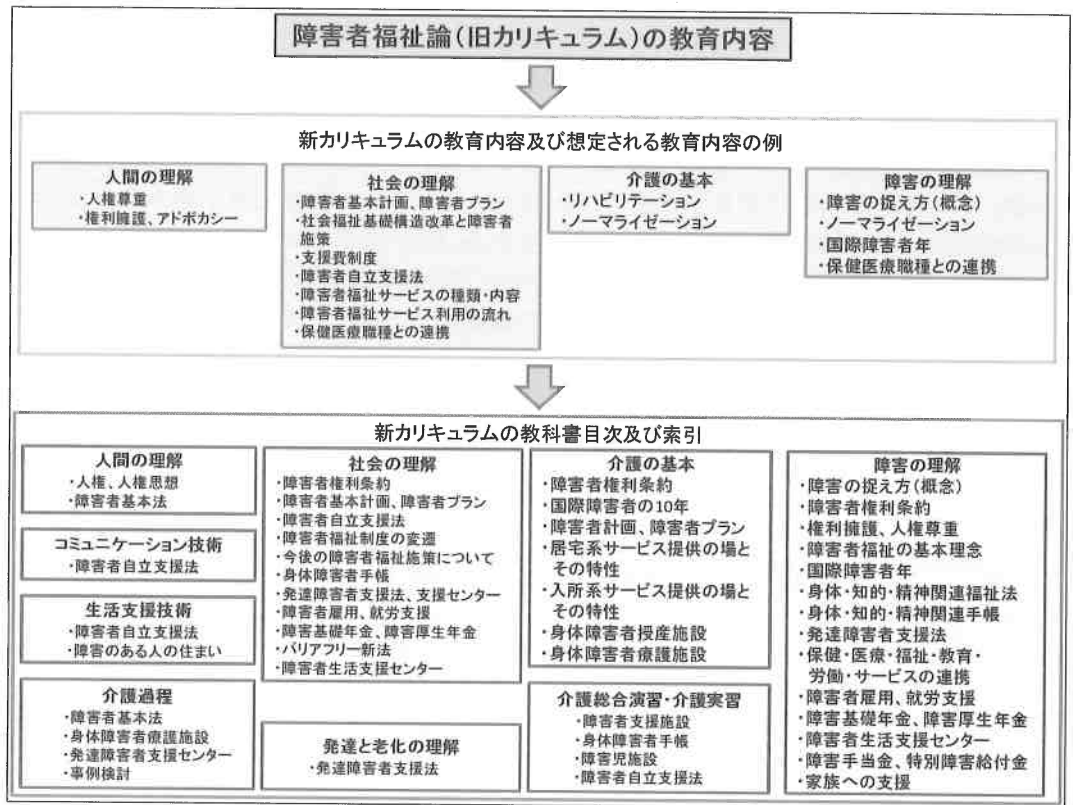
「障害者福祉論」という一科目の内容が新カリキュラムでは、「社会の理解」と「障害の理解」という二つの科目に分かれていることに気づく。同様に、新カリキュラムにおける想定される教育内容の例では、旧カリキュラムの内容が新カリキュラムにおいて「社会の理解」、「障害の理解」「人間の理解」と「介護の基本」に分かれている。ここまでは、厚生労働省が示している項目であるため、介護福祉士養成教育における障害者福祉教育内容の基本的な枠組みとして位置づけた（図-1の新カリキュラムの教育内容及び想定される教育内容の例）。次いで、教科書の目次・索引では、旧カリキュラムの教育内容が新カリキュラムでは九科目とさらに複教科目に内容が分布している（図-1の新カリキュラム教科書目次及び索引）。これらは、必ずしも厚生労働省が示している枠組みとは一致していないため、二次的な位置づけとして図式化している。この図式化は、旧カリキュラムにおける障害者福祉論の教育内容を新カリキュラムに再構築するにあたり、科目間の連携が必要になることを意味している。

表-5 障害者福祉に関する旧・新カリキュラムの教育内容の比較

旧カリキュラムの教育内容	新カリキュラムの教育内容	想定される教育内容の例	新カリキュラム教科書目次	新カリキュラム教科書索引
1 障害の概念と障害者の実態	(10)障害の基礎的理解	(10)障害の捉え方	(10)障害の概念	
1-1)障害の概念			(10)障害の法的定義	
1-2)障害の法的定義				
1-3)障害者の実態				
2 障害者福祉の基本的理念				
2-1)人権尊重と権利擁護		(1)人権尊重、権利擁護・アドボカシー	(1)人権、尊厳、自立 (10)権利擁護	(1)人権、人権思想 (2),(3),(10)障害者権利条約 (10)権利擁護、人権擁護
2-2)自立とリハビリテーションの理念		(1)自立・自律 (3)リハビリテーション	(2)障害者の自立 (10)障害者福祉の基本理念	
2-3)ノーマライゼーションの理念と「完全参加と平等」		(3),(10)ノーマライゼーション (10)国際障害者年	(10)障害者福祉の基本理念	(3),(10)国連障害者の10年 (10)国際障害者年
2-4)福祉理念の発展と障害者基本法		(2)障害者基本計画、新障害者プラン		(1),(6),(10)障害者基本法 (2),(3)障害者計画、障害者プラン
3 障害者福祉サービスの体系と内容				
3-1)障害者福祉サービスの発展		(2)社会福祉基礎構造改革と障害者施策 (2)支援費制度 (2)障害者自立支援法 (2)障害者福祉サービスの種類・内容	(2)これからの障害者福祉施策の方向性 (3)居宅系サービス提供の場とその特性 (3)入所系サービス提供の場とその特性	(1),(2),(3),(4),(5),(6),(7),(10)障害者自立支援法 (2)障害者福祉制度の発展 (10)身体障害者福祉法 (10)知的障害者福祉法 (10)精神保健福祉法 (7)障害者支援施設 (2),(10)今後の障害者保健福祉施策について
3-2)障害児に対するサービス	(2)障害者自立支援法	(2)障害者福祉サービス利用の流れ	(2)障害者自立支援制度の仕組み	(7)障害児施設
②身体障害者に対するサービス	(2)障害者自立支援法	(2)障害者福祉サービス利用の流れ	(2)障害者自立支援制度の仕組み	(2),(7),(10)身体障害者手帳 (3)身体障害者授産施設 (3),(6)身体障害者療養施設
③知的障害者に対するサービス	(2)障害者自立支援法	(2)障害者福祉サービス利用の流れ	(2)障害者自立支援制度の仕組み	(10)療育手帳
④精神障害者に対するサービス	(2)障害者自立支援法	(2)障害者福祉サービス利用の流れ	(2)障害者自立支援制度の仕組み	(10)精神障害者保健福祉手帳 (2),(8),(10)発達障害者支援法 (2),(6)発達障害者支援センター
3-3)福祉施策の周辺				
①保健医療		(10)保健医療職種との連携	(10)保健・医療・福祉・教育・労働サービスとの連携	
②教育			(10)保健・医療・福祉・教育・労働サービスとの連携	
③雇用・就労			(10)保健・医療・福祉・教育・労働サービスとの連携	(2),(10)障害者雇用、就労支援
④年金・手当				(2),(10)障害基礎年金、障害厚生年金
⑤住宅			(2)高齢者障害者の住生活を支える制度	(5)障害のある人の住まい
⑥生活環境				(2)バリアフリー新法 (2)障害者生活支援センター
⑦経済的負担の軽減				(10)障害手当金、特別障害給付金
4 事例研究				
4-1)障害児の場合				
4-2)身体障害者の場合			(6)身体障害者療養施設で生活するMさんの事例 (6)身体障害者療養施設で生活するFさんの事例 (6)進行性筋ジストロフィーによる重度障害者の在宅生活支援	
4-3)知的障害者				
4-4)精神障害者			(6)母親の入院後における精神障害者のある人の在宅生活支援	
4-5)重複障害者	(10)連携と協働 (10)家族への支援	(10)家族のレスパイト	(10)家族への支援	

(1)=人間の理解、(2)=社会と制度の理解、(3)=介護の基本、(4)=コミュニケーション技術、(5)=生活支援技術、(6)=介護過程、(7)=介護総合演習・介護実習、(8)=発達と老化の理解、(9)=認知症の理解、(10)=障害の理解、(11)=こころとからだのしくみ

図－１ 障害者福祉に関する新・旧カリキュラムの教育内容の構造



4 考 察

これまでみてきたように、介護福祉士養成課程における障害者福祉の位置づけを旧・新カリキュラムの教育内容を比較しつつ分析してきた。しかし、本論文は、様々な論点や課題がある。これらの論点や課題を検討することは、介護福祉士養成課程における障害者福祉教育内容を充実させるために必要となるため、本論文をふりかえりつつ、考察を加えていく。

(1) 旧・新カリキュラムにおける障害者福祉教育を再構築するための課題

厚生労働省の「社会福祉士及び介護福祉士養成課程における教育内容の見直し」におけるカリキュラム改正の趣旨にもあるように、新カリキュラムは、それ以前の教育内容を踏まえた教育が必要になる。しかしながら、介護福祉士養成課程における障害者福祉教育に関連する先行研究レビューでは、それらの整理が十分にできていない現状がある。したがって、まず課題として指摘できるのは、それら旧カリキュラムの教育内容を新カリキュラムに位置づけて、新しい教育内容の枠組みをいかに再構築していけるのかということがあ

る。新カリキュラムに与えられた各養成校の裁量権は、各養成校が旧カリキュラムの教育内容を新カリキュラムのなかにどのように位置づけるのかを整理した上で、効果的な教育を再構築していくことが前提であると考ええる。そのうえで、各養成校は、自由をいかに活かして教育効果を高めていくのかという使命と教育実践が課せられているといえる。

しかしながら、各養成校の再構築がどこまでなされているかは未知数である。これらのことを整理しないままに教育実践を試みると、十分な教育効果が得られないであろう。井川らがA県の23校に所属する介護福祉士養成施設の専任教員81名を対象とした調査によると、新カリキュラムにおける障害者福祉の関連科目である障害の理解、社会の理解の一部、生活支援技術の一部、などに関してその教育の質的充実度が低いと捉えていることを明らかにしている（井川ほか 2010）。科目に関する聞き取り調査では、「理論、歴史、生活を理解する側面が縮小された感がある」という。この調査結果の背景を本論文の結果から考察してみると、障害者福祉論における旧カリキュラムの教育内容が新カリキュラムでいかに再構築していけるのかという検討が十分にされていないために、その教育内容が不十分に感じている可能性があるといえる。

したがって、旧・新カリキュラムの再構築を踏まえた教育が必要になるが、本論文で検討した障害者福祉教育に関する旧・新カリキュラムの教育内容の再構築をした結果は、その教育内容が複数科目にまたがっている。そこで、この旧カリキュラムの教育内容を新カリキュラム教育内容に対応させるためには、科目間の連携が必要になる。同時に、各科目で教育内容が重複している項目の整理も必要になる。重複している項目も強調していく教育内容なのか、効率的にA科目ではその教育内容を教授し、B科目では別の教育内容を強化していくのかという検討も必要になってくる。

加えて、新カリキュラムにある科目の「障害の理解」においても科目内での連携の必要性がある。たとえば、表-4にある新カリキュラムにおける「障害」表記がある教育のねらい及び内容では、旧カリキュラムにおける障害者福祉論に関連する教育内容もあれば、「障害の医学的側面の基礎的知識」とあるように医学的な教育内容もある。これらの教育内容は、基本的に同一教員による教育が困難であろう。このような科目間、科目内連携をどのように位置づけていくのかということは、今後さらに議論を深めていく必要があるだろう。

(2) 介護福祉養成教育と新カリキュラムの課題

介護福祉士養成課程の基本的枠組みとして、厚生労働省の「社会福祉士及び介護福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて」では、新しい介護福祉士養成の教育体系を「人間と社会」、「介護」、「こころとからだのしくみ」の3領域に整理している（表-2参照）。「人間と社会」の領域は、その基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資するものである。「介護」の領域は、尊厳の保持、自立支援の考え方を踏まえ、介護をとおして生活を支えるためのものである。「こころとからだのしくみ」の領域は、多職種協働や適切な介護の提供に必要な根拠となるものである。総じて、その人らしい生活を支えるための専門的技術・知識を「介護」で学び、それに必要な知識をバックアップするものとして「人間と社会」、介護実践の根拠として「こころとからだのしくみ」が位置づけられている（厚生労働省 2008）。そこで、旧カリキュラムの教育内容と先の3領域との関連性に関する

議論が必要になる。具体的には、旧カリキュラムの障害者福祉論の教育内容は、新カリキュラムでは、この3領域にまたがっている。そこで、旧カリキュラムから再構築された新カリキュラムにおける障害者福祉の教育内容と3領域との関連性についての議論が必要になる。

ところで、本論文では、旧カリキュラムの障害者福祉論からの検討を試みたが、他の旧カリキュラムの科目も新カリキュラムの教育内容と照らし合わせながら、教育内容の再構築が必要になっている。たとえば、新カリキュラムにおける「障害の理解」の教科書の内容においても旧カリキュラムの「老人・障害者の心理」や「形態別介護技術」の教育内容が記されている。

障害者福祉論以外の家政学やレクリエーションの科目では、旧カリキュラムにおける教育内容を新カリキュラムにいかに関位置づけていけるのかという先行研究がある（佐々木 2009、斉藤ほか 2010、田島 2013）。さらに、ミクロの視点からは、新カリキュラムにおいて重要視されるようになった「看取り」がどのようにシラバスに位置づけられているかという研究がある（三好ほか 2013）。他には、新カリキュラムから新たに位置づけられた「介護過程」の教育内容に関する研究や（北村 2008、和田 2009）、一養成校が新カリキュラムをどのように再構築していくのかというメゾレベルの研究（長谷川ほか 2008）がある。このように、旧・新カリキュラムの教育内容の検討、科目間・内の連携の検討、新カリキュラムで新たに位置づけられた教育内容の検討に加え、教育内容の大枠からの検討という様々なレベルの論点がある。つまり、本論文でとりあげた障害者福祉教育のみならず、介護福祉養成教育全体の議論が必要になる。

加えて、2年課程の養成校では、平成26年度入学生より第4領域になる医療的ケアの教育が実施される。その意味では、先の議論がさらに複雑になるかもしれない。その複雑極まりない議論の解決の鍵は、コアとなる介護福祉士の専門性に関する議論であり、さらに「コアのコア」となる介護福祉学の構築に関する議論であると筆者は考えている。松本は、学問としての介護福祉学が前提として構築され、その学問をどのように教育していくのかという介護福祉教育学が次のステージとして用意されなければならないが、介護福祉学は学問体系として体をなしているとは言い難い現状にあると述べている（松本 2011）。そのような現状では、旧・新カリキュラムにおける障害者福祉に関連する教育内容を再構築するという第一の課題すら無限ループのように解決されない可能性がある。

(3) 教育実践上の課題

本論文で検討してきたことは、教育実践の前提である旧・新カリキュラムの教育内容の再構築の課題が十分に克服されていない現状ゆえに、教育実践の適用段階までは至っていない。つまり、教育実践の検証をしていない提案レベルの内容にとどまっている。もちろん、最終的には、教育実践上の見地から教育評価は下されることになる。ただし、その評価の方法も検討課題となる。

また、たとえ障害者福祉に関連する教育モデルの構築や教育実践の効果が見られたからといって、十分とはいえない事柄も明記しておきたい。その事柄とは、障害者関連の実習施設が量的に少ないことである。理論的な教育内容がいくら充実しても、それらを検証すべく障害者施設における実習ができない環境は、障害者福祉教育を深める上で致命傷であ

るともいえる。逆に言えば、障害者施設で実習ができる環境が整えばある程度以上の教育効果を上げることが期待できる。

介護福祉士養成課程のなかに障害者福祉教育をより意味があるように位置づけるには、実習施設に障害者施設を再配置し、学生に生の体験ができる環境整備が欠かせない。ただし、体験できる場があるだけでは十分とはいえない。同時に成果を上げるためには、障害者施設の介護の質や実習指導のあり方など実習を取り巻くプログラム提供の質が教育効果自体までを左右するものになることを考慮しておかなければならない。

このように介護福祉士養成課程における障害者福祉教育の位置づけは、ミクロ的にもマクロ的にも十分に整理されているとはいえない現状がある。本論文で指摘した課題を踏まえ、少しずつ実証的実践・研究を蓄積していきながら介護福祉学を構築していくことで、介護福祉士養成課程における障害者福祉教育の位置づけが明確になっていくのだろう。

文 献

- 井川淳史・向井幸子（2010）「新カリキュラムにおける実習教育の障害者施設に関する研究（1）－A県介護福祉士養成校の専任教員を対象とした意識調査から－」愛知文教女子短期大学紀要31号、pp.68-73.
- 介護福祉士養成講座編集委員会編（2011）『介護過程 第2版』中央法規
- 介護福祉士養成講座編集委員会編（2012）『介護総合演習・介護実習 第2版』中央法規
- 介護福祉士養成講座編集委員会編（2013）『介護の基本Ⅰ 第2版』中央法規
- 介護福祉士養成講座編集委員会編（2013）『介護の基本Ⅱ 第2版』中央法規
- 介護福祉士養成講座編集委員会編（2010）『こことからだのしくみ 第2版』中央法規
- 介護福祉士養成講座編集委員会編（2013）『コミュニケーション技術 第2版』中央法規
- 介護福祉士養成講座編集委員会編（2013）『社会と制度の理解 第3版』中央法規
- 介護福祉士養成講座編集委員会編（2011）『生活支援技術Ⅰ 第2版』中央法規
- 介護福祉士養成講座編集委員会編（2010）『生活支援技術Ⅱ 第2版』中央法規
- 介護福祉士養成講座編集委員会編（2012）『生活支援技術Ⅲ 第2版』中央法規
- 介護福祉士養成講座編集委員会編（2013）『障害の理解 第3版』中央法規
- 介護福祉士養成講座編集委員会編（2013）『人間の理解 第2版』中央法規
- 介護福祉士養成講座編集委員会編（2013）『認知症の理解 第2版』中央法規
- 介護福祉士養成講座編集委員会編（2011）『発達と老化の理解 第2版』中央法規
- 北村光子（2008）「介護過程における教授法の検討：目標指向型とICFへの試み」長崎短期大学研究紀要20号、pp.109-121
- 厚生統計協会編（2012）『国民の福祉と介護の動向2012/2013』、厚生統計協会
- 斉藤佳子、横本俊美（2010）「介護福祉士養成のための家政学教育の検討－新カリキュラムにおける生活支援技術（家政学分野）の課題について」香川短期大学紀要36号、pp.11-20.
- 佐々木隆志（2009）「高齢者サービスのマンパワー対策と介護福祉養成課教育の分析」静岡県立大学短期大学部研究紀要23号、pp.23-31.
- 田島栄文（2013）「介護福祉士養成教育におけるレクリエーション学習について－新カリ

- キュラム導入前後の変化と取組み－」甲子園短期大学紀要31号、pp.85-89.
- 長谷川美貴子、藤澤雅子（2008）「本学における介護福祉教育プログラムの一案」淑徳短期大学研究紀要47号、pp.91-115.
- 松本好生（2011）「これからの介護現場に求められる介護福祉士の専門性とその教育のあり方」介護福祉教育第16巻第2号、pp.98-107.
- 三好弥生、石川由美（2013）「介護福祉士養成における看取りに関する教育の現状と課題－4年生大学のシラバス分析－」高知県立大学紀要第62巻、pp.101-108.
- 和田幸子（2009）「新カリキュラムにおける介護過程の教育」大阪城南女子短期大学研究紀要43号、pp.111-124.

資 料

- 厚生労働省（2006）「介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直しに関する検討会」第1回議事録要旨及び資料 <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2006/01/s0131-9.html>
- 厚生労働省（2006）「介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直しに関する検討会」第2回議事録要旨及び資料 <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2006/02/s0227-6.html>
- 厚生労働省（2006）「介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直しに関する検討会」第3回議事録要旨及び資料 <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2006/03/s0316-5.html>
- 厚生労働省（2006）「介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直しに関する検討会」第4回議事録要旨及び資料 <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2006/04/s0410-2.html>
- 厚生労働省（2006）「介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直しに関する検討会」第5回議事録要旨及び資料 <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2006/04/s0424-4.html>
- 厚生労働省（2006）「介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直しに関する検討会」第6回議事録要旨及び資料 <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2006/05/s0515-2.html>
- 厚生労働省（2006）「介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直しに関する検討会」第7回議事録要旨及び資料 <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2006/06/s0612-6.html>
- 厚生労働省（2006）「介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直しに関する検討会」第8回議事録要旨及び資料 <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2006/07/s0703-4.html>
- 厚生省「社会福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容並びに介護福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容について」（昭和63年2月12日付け社庶第26号社会局長通知）
- 厚生労働省（2008）「社会福祉士及び介護福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて」http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-kaigo-yousei/index.html
- 厚生労働省「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」（平成20年3月28日付け社援発第0328001号社会・援護局長通知〔第一次改正平成23年10月28日付け社援発第1028第1号〕）

小型児童館の今後の役割と方向性への提言 －今治市児童館の歴史と事業をモデルとして－

泉 浩 徳

The Proposal to The Future Role And Directivity of A Small Children's Hall The History And The Enterprise of Imabari Children's Hall Are Undertaken A Model, And It Is -.

Hironori Izumi

1 はじめに

児童館は戦後に出来た児童福祉施設の一つである。児童館の歴史は、戦前のセツルメントの児童クラブにその源流を見る事が出来る。昭和22年の児童福祉法に児童厚生施設としての児童館が明記された。当時すでに全国に44館の児童館が開設されていたが、児童館は、法的に整備されたものの必置の義務がない事から、昭和38年（1963）年の国庫補助制度の創設までの10数年間、開設は約200館である。

高度経済成長による工業化、都市への人口移動、都市環境の悪化による遊び場の不足、子どもの交通事故の多発などから、東京を中心に児童館の建設が急速に進められた。しかし、経済が高度成長から安定成長に転換、施策の見直しも始まり、児童館の建設も少なくなり、現在では、少子化、利用児童数の減少により、児童館としての役割の見直しが行われ、特に地域の小型児童館については、その運営方法や事業見直しが、急がれている。

本研究の対象である愛媛県今治市児童館は、地方都市に多く存在する小型の児童館である。小型児童館とは、小地域を対象として、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、母親クラブ、子ども会等地域組織活動の育成助長を図る等児童の健全育成に関する総合的な機能を有する施設である。児童館の形態は他にも、小型児童館の機能に加えて、遊びを通じての体力増進を図る事を目的とする事業・設備のある児童センターや都道府県内や広域の子ども達を対象とした活動を行っている大型児童館がある。

今治市の各児童館は、開館以来、小型児童館として、全国でも特徴のある事業や活動を行い発展して来た。その事業は、日々の児童館活動に加え、お祭りや行事の催し、おでかけ児童館やサマーキャンプなど多岐に亘り、児童福祉の発展と、地域コミュニティ再生の役割を果たしている。中でも、小島で毎年開催されるサマーキャンプは歴史があり、今治市児童館の活動の主要たる行事となっている。又、各児童館には各館には小学生～高校生によって構成されているジュニアボランティアの存在があり、子どもを主体とした活動が様々な地域で繰り広げられている。その為児童館における彼らの担うべき役割は大きく、ジュニアボランティアの存在が大きくなっている。

今治市児童館の歴史は、地域福祉を学ぶ今治明德短期大学の幼児教育学科の4人の学生

によるフィールドワーク調査において、十分な歴史資料が存在しない事実が明らかになっている。そこで、学生達が、今治市役所や児童館を初め、地域住民にインタビュー調査を実施し、本論文をまとめた。その調査のまとめとして、本論文の目的は、学生達による、児童館や市役所へのフィールドワーク及びインタビュー調査報告に加筆修正を加え、今治市の9館の児童館がどのような歴史をたどり、発展してきたのか、全国のモデル小型児童館として、小型児童館の今後の事業とその役割や方向性を示唆する事である。

1-2 研究方法

本研究は、児童厚生指導員2級取得資格取得の為の科目、地域福祉を学ぶ今治明德短期大学幼児教育学科の学生4名が、今治市の児童館や市立図書館、市役所へ赴き、インタビュー調査を行うとともに、文献による調べ学習を行ったものである。尚、インタビュー調査を行ったのは平成24（2012）年の11～12月である。

1-3 対象児童館

枝堀児童館、本町児童館、朝倉児童館、波方児童館、小部児童館、樋口児童館、菊間児童館、亀岡児童館、伯方児童館の9館を対象とした。

1-4 本論文の構成

本論文の構成は、第2章では、今治市に設置された9館の児童館の沿革や特徴、児童館の取り組みを挙げ、今治市の児童館を中心に記述している。第3章では、今治市児童館の歴史や背景を追いながら、年表や資料をもとに考察する。第4章では、児童館における課題を考察及び検討し、本論文のまとめを述べる。

2 今治市児童館について

2-1 今治市児童館9館の概要

この章では、主に今治市に設置された9館の児童館の概要について述べる。各児童館の沿革と特徴について地域別に整理している。

＜旧今治市＞

- ・枝堀児童館

【沿革】

昭和45（1970）年5月25日 今治市枝堀町一丁目4番地1に設立。

昭和45（1970）年6月1日 枝堀児童館開館。

平成3（1991）年 他の児童館のモデルとして親子クラブを開始する。

【特徴】

今治市で一番初めに設置されたのは、枝堀児童館である。当時、地域に子育てをしている家庭が多かった事から枝堀町に鉄筋平家建の児童館として設置された。

- ・本町児童館

【沿革】

- 昭和50（1975）年4月1日 開館。所在地は今治市本町五丁目2番24号。
昭和52（1977）年 今治市ともしび母親クラブ連絡協議会事務局となる。
平成4（1992）年 親子クラブを開始する。
平成7（1995）年 子どもと家庭の相談事業開始。
平成11（1999）年 今治市児童クラブ連絡協議会事務局となる。
平成15（2003）年3月31日 今治市ともしび母親クラブ連絡協議会解散に伴い事務局廃止。
平成16（2004）年4月1日 子どもと家庭の相談専門員が配置される。
平成17（2005）年2月9日 2階遊戯室落下防止手摺取り付け工事。
平成18（2006）年3月22日 玄関ドアフロアヒンジ取り替え。
平成19（2007）年3月31日 子どもと家庭の相談専門員配置換えに伴い、相談日が週1日になる。
平成20（2008）年4月1日 子ども支援係が独立し課に昇格するに伴い週1回の相談日がなくなる。

【特徴】

鉄筋二階建物である。地域の誰もが気軽に利用出来、楽しく魅力ある児童館になるよう、児童館内外の環境を整備し、子ども達に豊かな遊びを提供する。四季折々の色々な行事を通して、地域の人々の交流の場として子どもから大人まで、ふれあいの場づくりをする。色々な体験の中で一人ひとりの社会性を養い、集団としてのモラルを養う、子育てが楽しくなるように幼児と母親向けのプログラムを実施する。各種地域団体との連携、地域社会を根拠とする社会参加活動の育成・推進・ボランティアの育成等、地域のセンター的機能を果たしている。

＜旧朝倉村＞

- ・朝倉児童館

【沿革】

- 平成13（2001）年4月1日 開館。所在地は今治市朝倉下甲529番地。
平成13（2001）年9月 親子クラブ、移動児童館が開始される。
平成15（2003）年4月 「名人に会おう」「児童館レンジャー隊」が開始される。
平成16（2004）年7月 児童館踊り隊が開始される。
平成17（2005）年1月 今治市との合併で朝倉村児童館から朝倉児童館になる。

【特徴】

鉄筋コンクリート造で一部鉄骨造の2階建である。1階に老人憩いの家があるので、地域の高齢者との関わる事が出来る。

＜旧波方町＞

- ・波方児童館

【沿革】

- 昭和58（1983）年4月1日 今治市波方町波方甲2029番地に開設。地域の子どもの遊び

場、お母さんや地域のお年寄りの交流の場となる。

平成9（1997）年4月 親子クラブ開始。

平成14（2002）年4月 絵本読み聞かせの会開始。（母の会・ボランティアグループ）

平成15（2003）年5月 リトミック教室開始。（お母さんの要望により）

平成20（2008）年9月 絵手紙教室開始。

平成22（2010）年4月 なみっこクラブ（けん玉・折り紙）始まる。

【特徴】

昭和58（1983）年3月、波方児童館（波方保健センターとの複合施設、建築面積1,344㎡、内児童館分804㎡）が町内二館目として完成した。子どもの健全な遊びの場を提供しその心身の健康を増進し情操を豊かにする事を目的とするとともに、地域社会の中で、子どもの最善の利益を保証する地域福祉活動の拠点施設として福祉的機能を発揮するよう活動に取り組んでいる。その内容として、季節行事、絵手紙教室、なみっこクラブ（けん玉・こま・折り紙）、なみっこ踊り隊等を行っている。

・小部児童館

【沿革】

昭和42（1967）年 波方小部甲489-1に小部児童館開設。

平成9（1997）年5月 親子クラブ開始。

平成10（1998）年4月 波方町小部甲153-10に移転新設。

平成16（2004）年5月 リズムダンス教室開始。

平成22（2010）年3月 リズムダンス教室終了。

平成23（2011）年5月 押し花クラブ開始。

【特徴】

昭和43（1968）年に愛媛県下でもいち早く建設した施設であるが、施設の老朽化が進み、管理上も支障をきたす状態となっていた。この為平成9（1997）年6月小部漁港公園内にテクノなみかた建設による産業再配置補助金を活用し、新しい児童館（鉄筋コンクリート平屋建、建築面積406.80㎡、事業費162,352千円）を新築している。

・樋口児童館

【沿革】

平成16（2004）年9月 今治市波方町樋口甲1755番地の1に樋口児童館開館。

【特徴】

平成16（2004）年10月、波方公園に隣接した樋口地区に、中・四国フェリーからの配分金を活用して、事業費158,109千円、鉄筋コンクリート造一部二階建、建築面積446.00㎡の児童館が建設されている。全館をバリアフリーとし、子どもが快適に遊ぶ事が出来る屋内遊戯室等の充実を図り、最新鋭の情報機器を設置したビデオルームや、豊富な図書、パソコンを完備した図書室を備え、体力・知育・情操の向上に必要な機能を持たせている。

尚樋口児童館は、旧波方町時代に町長の公約で建てられた。旧波方町は元々子育てに熱心な地域性があり、「子どもにはお金をかけよ、子どもにお金を出させるな」という考えや言葉も存在するほどである。樋口児童館が建てられた事により、県下町村で例のない一

町に三館の児童館体制となり、今治市、大西町の児童も利用するなど児童の交流の場、活動の拠点が整備されている。

＜旧菊間町＞

- ・菊間児童館

【沿革】

平成16（2004）年12月1日 今治市菊間町長坂2001番地に菊間児童館開設。

【特徴】

建物は平屋の一階建てである。菊間小学校の裏側にあり、住民や子ども達の待ち合わせ場所ともなっている。

- ・亀岡児童館

【沿革】

平成16（2004）年12月1日 今治市菊間町佐方428番地に亀岡児童館開設。

【特徴】

建物は平屋の一階建てであり、老人憩いの家が併設されている。管理は児童館側が行っており、利用者が利用したい時に自由に使用している。亀岡小学校に児童クラブが無い為、児童クラブの機能を担っているところもある。亀岡保育所の跡地に建設され、しばらく地域活動でその都度利用されていた。地域住民側は跡地だけでなく菊間町内のコミュニティホールを転々として地域活動を行うが、住民の声で「地域住民のよりどころの場所を作ってほしい」という声が上がリ、児童館の設置のきっかけとなった。又、老人憩いの家においても跡地を利用していた方々が「地域活動をする利用者の場も作ってほしい」という声が上がリ併設する。メリットとして、子ども達と一緒に地域活動をサポートしていく、又、子どもとも繋がりを築くという点がある。

＜旧伯方町＞

- ・伯方児童館

【沿革】

昭和41（1966）年4月1日 伯方町有津甲903番地2に伯方町立有津児童館として開設。職員1名で開館。館長は住民課長兼任。

平成17（2005）年1月16日 市町村合併に伴い今治市立伯方児童館に改名。

平成18（2006）年4月1日 職員配置2名に増員。館長は伯方支所健康福祉課長兼任。

平成23（2011）年2月1日 現在地（伯方町有津甲1番地3）に移転。館舎は旧伯方幼稚園舎を修理改装して利用。

平成23（2011）年4月1日 職員配置4名に増員。

平成24（2012）年4月1日 専任館長配置。

【特徴】

種々の研修、読書、発表会やレクリエーションなど幅広く利用され住民の好評を得ている。又、その利用に支障のない範囲で、児童以外の住民の各種の集会や、研修会、レクリエーションの場としても利用されている。

2-2 バリっこフェスタについて

バリっこフェスタとは平成19（2007）年から開始された今治市の児童館の合同行事である。旧今治市では児童館は2館しかなかったが、平成17（2005）年の合併で9館となり、全館が集まって合同行事をしようという考えになった事がきっかけである。

当初は波方で行われていたが、児童館がない地域の人たちに児童館の事を知ってもらう為に、開催場所を児童館がない地域へと変更している。

イベント内容としては子ども達が遊べるコーナー、ジュニアボランティアの発表となっている。今年開催されたバリっこフェスタでは輪投げ、ボーリング、工作、伯方ジュニアボランティアによる手話ダンス、朝倉ジュニアボランティアによるダンスなどが催され、開催内容は多岐にわたっている。

2-3 風の顔らんど・小島とサマーキャンプについて

平成元（1989）年夏、旧今治市児童館の2館（枝堀・本町）でサマーキャンプを開始している。平成元年は馬島にて、平成2（1990）～5（1993）年は小島にて、市内の小学5～6年生を対象に年1回、3泊4日のキャンプを行っている。キャンプのねらいは現代の子ども達は、水道も電気もあり恵まれた生活を送っている中で、サマーキャンプを通して、子ども達に昔の生活の不便さを味わってもらい、現代の生活の有難みを感じてもらう事を目的としている。又、キャンプ中は集団行動の為、人と協力し合う事、相手を思いやる事などに気づいてもらう事であった。この事は当時全国に広まり話題となっている。

平成4（1992）年4月、国の少子化対策として「ウェルカムベビーキャンペーン」（旧厚生省）が行われる。「子ども達が、健やかに生まれ育つ事が出来る環境づくり」を目指したウェルカムベビーキャンペーンは、社会に「子育て」について改めて考える機会を与えるべく、全国規模で様々なキャンペーン活動が展開されている。

そしてその趣旨に賛同したアーティストによって作られたキャンペーンソングが「僕らが生まれたあの日のように」である。飛鳥涼氏、小田和正氏によって作詞・作曲された。この歌はカールスモーキー石井氏、玉置浩二氏、徳永英明氏、浜田麻里氏、山本潤子氏らも参加し、7人のアーティストで結成したグループ「USED TO BE A CHILD」によって歌われ、80万枚のセールスを記録している。

この著作権収益と販売収益から出来たのが「風の顔基金」であり、同キャンペーンに寄付している。そして今治市の小島サマーキャンプを認知していた、当時の社団法人全国児童館連合会事務局長（現：財団法人児童健全育成推進財団理事長）である鈴木一光氏の「離島に子どもの島を作ろう」という提案により、かの基金を母体として小島にキャンプ場が設置されている。こうして子ども達の創意工夫で運営し、自然の中で学ぶ場所「風の顔らんど」が平成6（1994）年5月1日に全国で初めて小島に誕生している。尚、名称由来は飛鳥涼氏が「子ども達が元気に成長する姿のイメージ」を「風の顔」と同曲の歌詞で表現しフレーズが使われている。この流れを受けて、いまばり「風の顔らんど・小島」の次に「風の顔らんど・ふうれん・北海道」最後にからすやま「風の顔らんど・からすやま」の3ヶ所が出来ている。

最初に出来た、いまばり「風の顔らんど・小島」は瀬戸内海に浮かぶ小さな島で、日露戦争時に築かれた芸予要塞跡が点在し、キャンプ・海水浴・釣りなど四季を通じて楽しむ

事が出来る。

2-4 おでかけ児童館について

おでかけ児童館は平成18(2006)～19(2007)年頃から開始された。おでかけ児童館とは、今治市（島嶼部を含む）の各地域に9館の職員がそれぞれ赴き、今治市児童館の遊びや体験プログラムを行う行事である。児童館がない地域から依頼を受けたり、児童館側から地域に開催をもちかけたりして行う。開催回数としては月に1～2回、年に20～30回である。特に伯方児童館は島嶼部の児童館として活動しており、おでかけ児童館の拠点も担っている。尚、この活動予算については、各児童館の予算とは別に組まれている。

2-5 親子クラブについて

今治市の親子クラブは、平成3（1991）年に当時の今治市児童館職員の発案の元、モデルとして枝堀児童館で発足、活動が始められ、平成4（1992）年より本町児童館で始まり、現在に至る。対象は、就園前の子どもをもつ子育て家庭20組とし、月2回行っている。活動内容としては、工作、運動遊び、リズム体操など様々である。今治市が発行している広報によって、地域の人々に親子クラブの事を紹介し、今治に移住してきた家族等にも遊び場の1つとして認知・利用してもらいやすく工夫されている。

2-6 今治市児童館と全国の他の児童館の比較

今治市児童館が全国の他の児童館と比べて活動が盛んな理由は、主に以下の2つが挙げられる。

- ① 小島の風の顔らんどにキャンプ場を持っている。風の顔らんどは北海道（旧：風連町）と栃木県烏山町にも拠点を置いているが、キャンプ場を持っているのは今治市だけである。他の児童館ではキャンプとしてではなく宿泊施設での合宿や、児童館での外泊となっていてところがある。今治市では平成元年から現在までに毎年3～4回キャンプとして行っている。
- ② 各館にはジュニアボランティアがいる。ジュニアボランティアは小学生～高校生によって構成されており、子どもを主体とした活動が様々な地域で繰り広げられている。その為児童館における彼らの担うべき役割は大きく、ジュニアボランティアの存在が大きくなっている。

3 考 察

今回学生4名の今治市児童館のフィールドワークを通して、次の項目が明らかになった。それは、平成17年1月に今治市が12市町村で合併し、今治市の児童館は現在の9館となり、それまでは12市町村の内5市町村が児童館を保有していたものが、合併後もその形を引き継ぐ形となっている。現在の今治市の児童館は、今治市全体として設置整備されたわけではなく、その為、児童館がなかった地域もあり、児童館の設置場所に偏りが見られる。又、自治体のスタンスや考え方、方針が違っており、9館の児童館は自治体の判断で独自に発展を遂げてきている。合併以前は横の繋がりがなかったが、今治市が合併した事により児

児童館同士の繋がりが増え、他の地域では見られない職員同士の情報共有がされている。その代表的なイベントとして、毎年5月1日に9館合同での児童館イベント“バリっこフェスタ”がある。

他にも、今治市の児童館全体の特徴が見られる。合併前、今治市の児童館は待ち受け型の施設であり、児童館が存在する地域で来館した利用児者のみ利用している状況で、利用したくても難しい児童が現われ、サービスの不公平さが指摘される可能性が懸念されていた。しかし、「子ども達が来られないなら、出かけていけばいい」という、児童館の偏在をマイナスにとらわれず、児童館を待ち受け型からお出かけ型に変えている。児童館の在り方が変わりボランティアの手を借りる事も増え、活動も広がっている。その波及効果により、今では中高生によるジュニアボランティアが主導で活動している児童館も見られる。又、平成の初期、子どもと高齢者のふれあい交流事業体験という、年齢を問わず誰でも利用出来る事業があった。現在では、事業としては存在しないが、地域のお祭りのお手伝いや手話コーラス等の地域行事や児童館プログラムを通しての子どもと高齢者のふれあい交流の場が設けられ、異年齢とのふれあいにより、子どもの豊かな心を育てる役割を担ったのである。

今治市における児童館の特徴を述べたが、小型児童館として、現在、多くの抱える課題もあり、その課題について次に挙げる。今治市の児童館は建物が小さい為、小学生の利用が最も多く、中高生にとって利用環境が充分ではない。大型児童館が出来れば利用児者が増えるかもしれないが、今のところ増設の予定はなく、9館の現状を維持するに留まっている。しかし、今治市としても地域の要望に応えながら、学童クラブと児童館で別々に活動し校庭開放事業に取り組むなど、児童館の児童健全育成に力を注いでいる。又、時代とともに社会の環境が変化し、子どもや子育て家庭のニーズも変化してきている。それにより、児童館職員に求められる資質、技術も多様化してきている。児童に健全な遊びを提供して、心身の健康を増進し情操を豊かにする為に、一人ひとりの状態を観察し、個々のペースに応じて自立していく事が出来るような支援が求められているのである。その為には、職員自身の繋がりを強めながら、共通のイベントや会議を通して刺激し合い、ともに技術を高め合っていく事が必要になっている。そして、児童館職員主体のプログラムばかりではなく、利用児童とその保護者が自発的に活動を行い、職員がサポートしていく事で、児童館全体が活気ある地域の社会資源として成長していく場のモデルとなると言えよう。

4 おわりに

本調査により、今治市児童館の歴史の背景には、風の顔らんどや小島でのサマーキャンプほか、学生達も知り得なかった多くの行事・出来事があり、他地域の小型児童館とは明らかに相違が見られた。時代とともに形態を変えつつ、今治市児童館が発展したのは、今治市の児童館は設置されてから今日に至るまで、たくさんの人々の協力や思いによって支えられてきたと言える。それはただ単に箱物としてそこに存在するのではなく、児童館は地域の大切な児童福祉施設としての社会資源であり、地域の学童保育サービスと共に、放課後や休日における子ども達の居場所となっている。特に子育て支援においては重要な役割を担っている事は明らかである。

学生達は、現在迄、今治市児童館と、サマーキャンプや児童館実習、ボランティアを通して関わりを持ってきた。今治市には9館の児童館があり、それぞれの児童館にはその児童館らしさ、特色を持っており、一様に「今治市の児童館とは」とまとめる事が出来ない側面もある。しかし、合併してから、今治市児童館として横の繋がりを密にし、お互いの良いところを尊重し高め合いながら、地域の人々と協力して職員の方々が努力してきた結果が表れている。

実際に小島サマーキャンプに参加した学生は、調査を進めるにあたって、児童館活動の重要性を再認識したと述べている。サマーキャンプには毎年多くの応募があり、キャンプを楽しみにしている子どもがいる。キャンプは子ども達が様々な経験をする良い機会である。そこでは日常では味わえない感情体験も出来る。不安や辛さだけでなく、喜びや達成感子ども達にとってかけがえのない財産となっている。又、サマーキャンプだけでなく、その他の活動も、子ども達の健全育成に繋がるような児童館の歴史を作っていて、全国の小型児童館のモデルとなり得ている。

又、今回、今治市児童館は9館あるが、決してその設置数は多くはなく、疎らでありバランスが悪く、愛媛県は児童館数が全国で46番目と県自体の児童館が少ない。地域住民は、今治市児童館は全て小型児童館であり、地域住民と顔見知りになれる、密接な関係を作れるというメリットがあり、児童館のない地域に、地域と人々を結ぶ社会資源である児童館の新設を望んでいるが、市の予算の関係もあり、新設は難しい状況である。しかし、利用者数だけで、児童館の存在意義を評価されており、今後、評価再考の必要性があるであろう。一方、児童館事業の住民へのアピールや周知方法にも工夫が必要であるし、今回の調査をはじめ、ボランティアなどの学生活動の中で、地域住民として、今治市児童館の事業、役割についてその存在意義を再考する時期が来ている。

職員についても、予算及び費用対効果の懸念もあり、6年制の任期付き職員であり、ほとんどの職員がこの任期付き職員である為に積み上げた指導が十分に出来ないデメリットはある。今後は、利用車の少ない児童館は合併廃止、又、指定管理者の管理へと移行する事もあり得るが、本調査において、児童健全育成の分野、地域の子どもの居場所として、未来の子どもの為に、今治市児童館は、全国の小型児童館におけるモデル児童館として、重要な位置にあるのは明らかである。今後は、その重要な役割を、行政及び全国へ発信する事が必要であり、小型児童館のモデルとして、児童館の積み上げてきた火を決して今治市においても消してはならない。

【参考文献・引用文献等】

今治市（1974）『新今治市誌』今治市誌編さん委員会 今治市役所. 806-809

岡島一夫（1990）『今治郷土史 現代の今治 地誌 近・現代4（第九巻）』
今治郷土史編さん委員会 今治市役所. 880-882

清水俊光（2004）『朝倉村誌 続編』朝倉村誌編さん委員会. 880-882

伯方町（1988）『伯方町誌』伯方町誌編纂会．504-505

森達男（2005）『波方町百十五年の歩み』波方町．279-280

【参考URL】

愛媛県今治市 健康福祉部 福祉事務所 子育て支援課 こども健全育成係
<http://www.city.imabari.ehime.jp/kosodate/jidoukan/>

児童健全育成推進財団
<http://www.jidoukan.or.jp/>

短期大学教育の質の向上を目的とする本学の取組 I ー三つの方針の策定に向けた自己点検・評価委員会の活動報告ー

原 映子、真鍋誠子、泉 浩徳、西本修文、寺川夫央、中居由香
徳永英幸、武田秀敏、土井敏徳

Progress Report on Improvement of Education in Imabarimeitoku Junior College I -Action for Making of Three Education Policies-

Eiko Hara, Seiko Manabe, Hironori Izumi, Tadafumi Nishimoto
Fuo Teragawa, Yuka Nakai, Hideyuki Tokunaga
Hidetoshi Takeda, Toshinori Doi

1. はじめに

1980年代後半約25%であった大学進学率は、2009年には50%に達している。この現象は、より多くの若者に高等教育を受ける機会を与えられるようになったというメリットがある一方、特に私立大学においては、学力に関する入学生の合格水準を下げざるを得ず、入学生の学力不足による教育効果の低下が生じることとなった。

また、進学率は上昇しているものの、少子化の影響で実際の学生数はそれほど増加していないという現状がある。すなわち、最も19～22歳人口が多かった1993年には、人口約816万人の内、大学生数は約240万人であったのに対し、大学進学率が50%を超えた2009年には、19～22歳人口約513万人の内大学生数は約285万人と学生総数はそれほど増加していない。その一方で大学数は徐々に増加しており、1985年には約450校であった大学数が、2009年には800校近くにまでなっていることから、いわゆる「大学全入時代」となっている¹⁾²⁾。その結果、学力不足に加え学習に対するモチベーションの低さや大学に求める教育内容の多様化など、いわゆる「大学のユニバーサル化」と呼ばれる現象がおきており、大学教育の質を見直さざるを得ない状況が生じている。

これに対して文部科学省は、2005年1月の中央教育審議会の「我が国の高等教育の将来像（答申）」においてアドミッション・ポリシー（AP）の明確化、教育課程の改善、出口管理の強化を掲げ、大学の個性を抽象的にではなく、個性や特色を大学が選択することで大学が機能別分化を果たすという改革モデルを示した。APとは、入学者受け入れの方針であり、建学の理念や教育目的に基づき、入学生に求める意欲や適性、能力、資質などを示したものである。大学側が受け入れたい入学生像を具体的に示すことで、入学者側の大学選択の選択肢をより明確にして、双方のミスマッチを防ぐことを目的としている。

さらに、2008年3月中央教育審議会大学分科会制度・教育部会の「学士課程教育の構築に向けて（審議のまとめ）」では、「アドミッション・ポリシー（AP）」「ディプロマ・ポ

リシー (DP)」「カリキュラム・ポリシー (CP)」を明確にし、それぞれを連携させることの重要性が明示され、この明確な「三つの方針」に貫かれた教学経営が求められている。すなわち、各大学の個性・特色はDP・CP・APに反映されるものとし、この三つの方針の共通理解の下に教職員が日常の教育実践に携わり、PDCAサイクルを確立することが重要とされている。

DPとは卒業認定・学位授与に関する方針であり、建学の理念や教育目的に基づき、学生が卒業または修了するまでに修得を求められる能力や資質などを示したものである。大学が教育活動の成果として卒業生に保証するものであり、狭義では卒業判定基準・判定方法、広義では育成したい人間像を示す。またCPとは教育課程の編成・実施の方針であり、建学の理念や教育目的に基づき、それらを具現化するカリキュラム (教育課程) の仕組みと目標を示したものである。また在学中にどのようにしてDPレベルにまで引き上げるのかを具体的に示すものである。PDCAは、Plan (計画)・Do (実行)・Check (評価)・Action (改善) の頭文字を取ったもので、これが目的達成のためにスパイラル状に回る仕組みのことをPDCAサイクルと呼ぶ。

この三つの方針には、それぞれに有機的な繋がりを持たせることが課題となる。有機的な繋がりを作るには起点をどこに据えるかが重要であるが、一般的にはDPを起点とするのが質の保証という観点からは考えやすい。すなわち、到達目標DPを決定してCPをもとにカリキュラムを編成し、育てたい卒業生像にふさわしい資質を持った入学者を受け入れるための方針をAPとして示すのが自然である³⁾。

文部科学省のこれらの方針に基づき、2007年に「大学設置基準」が改正され、学部・学科または課程ごとに、人材養成に関する目的、教育研究上の目的を学則に定め、公開することが義務付けられ、2008年度から施行された。また、(独)大学評価・学位授与機構の大学評価基準 (機関別認証評価) では、教育研究活動の基本的な方針、養成しようとする人材像の明確化、APの明確化・公表・周知が行われているかが問われることとなった。

これまで述べた大学教育の現状と質の向上に対する取り組みの必要性は、むしろ短期大学にも当てはまる。むしろ短期大学では四年制大学をはるかに上回るペースで全入化とユニバーサル化が進行しており、早急な対応が急がれる。さらに短期大学には入学者の激減という現実がある。すなわち、戦後開始された短期大学教育は、学生数が1993年にピークの約53万人となったが、それから徐々に減少し、2013年には13.8万人と、ピーク時の26%まで減っている (図1)。同様に短期大学の数も減少しており、1996年の598校をピークとして2013年には359校と約60%にまで減少している (図2)⁴⁾。すなわち短期大学は、自学の教育の個性と特色を見定め、どのような教育を提供できるかを、学生の立場に立って、わかりやすい形で広く広報することで、入学生の確保に繋げていくことこそが急務であり、大学の生き残りをかけた最重要事項と考えられる。

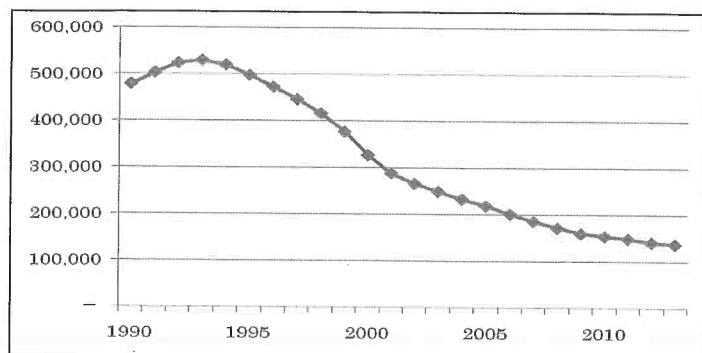


図1. 短期大学の学生数の推移

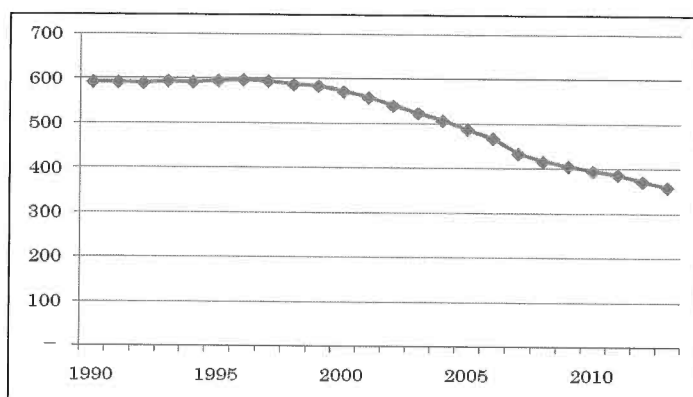


図2. 短期大学数の推移

2. 本学の現状と取り組み

これらの状況を踏まえて、本学においても学生の質の多様化に対応して教育課程を見直すとともに、本学の教育の個性・特色をDP・CP・APの三つの方針に反映させて作成または見直しを行い、同時にこれらの教育活動の状況を広く公開して入学生の確保に努めることが急がれた。

自己点検・評価委員会では、平成24年度から第2回目の認証評価を見据えて、今後5年間の教育改善に関する中期計画を立てた(表1)。その中で平成22年度に改正された短期大学基準協会の評価基準の変更点を本学教職員全員に周知すること、および三つの方針を策定することを平成25年度までの実施目標とした。

実施にあたり最も重要なことは、教育改善に関する情報の共有と理解、議論を重ねた意見の掘り起こし、そして共通認識である。具体的に実施した活動の経過を表2にまとめた。CPの作成に関しては、学生にわかりやすい表記をするため、カリキュラムを内容に沿ってグループ化し、それをステップアップする形で学習順序を図示するカリキュラムマップを作製した(図3)。このマップは、進路相談会やキャンパス見学会などで利用され、本学の教育内容を理解してもらうのに役立っている。

表 1. 今治明德短期大学自己点検・評価 実施中期計画

	短大基準協会による第三者評価	本学における自己点検・評価活動
H21 (2009)	1 周目・6 年目	本学認証評価年（適格認定を得た）
H22 (2010)	1 周目・7 年目 (評価最終年・評価基準改定)	
H23 (2011)	2 周目・1 年目	
H24 (2012)	2 周目・2 年目	自己点検・評価、新評価基準の全学的理解 三つの方針の策定 (DP) 学内自己点検評価報告書作成要領の作成
H25 (2013)	2 周目・3 年目	三つの方針の策定 (CP) 学内自己点検評価報告書作成
H26 (2014)	2 周目・4 年目	学内自己点検評価報告書作成 PDCAの実施
H27 (2015)	2 周目・5 年目	学内自己点検評価報告書作成 外部評価準備（資料の収集・作成）
H28 (2016)	2 周目・6 年目 本学認証評価予定年	第三者評価用自己点検評価報告書作成 第三者評価の実施
H29 (2017)	2 周目・7 年目 評価最終年	

表 2. 自己点検評価活動実施経過 (H24からH25年度)

日時	活動内容	目的
H24. 2. 23	学士課程の教育のための三つの方針の策定にむけて	学習会
4. 19	本学の自己点検・評価実施中期計画について	計画を周知する
5. 17	自己点検・評価の目的、基本用語について	基本用語の理解を図る
6. 7	自己点検・評価報告書の全体イメージについて 基礎資料について	改正点を理解し共有する 共有ファイル活用の方法
7. 5	提出資料、備付資料について	各部署の担当分担の認識
7. 19	4 基準の記述作成分担について	記述要領について
10. 4	担当者別観点について 年度別自己点検・評価の実施について	
10. 18	デュプロマ・ポリシー (DP) の作成について	作成要領、期日について
H25. 1. 17	デュプロマ・ポリシー (DP) の検討	教授会で決定
2. 7	カリキュラム・ポリシー (CP) の作成について	カリキュラムマップ、リストの作成要領、期日
4. 18	平成25年度実施内容の確認	
5月～7月	カリキュラムマップの報告	内容の確認
8. 29	カリキュラム・ポリシー (CP) 文の作成依頼	作成要領、期日について

3. 三つの方針の完成と今後の課題

以上のような経過を経て、本学の三つの方針の一応の完成を見た(表3. 図3.)。

しかしながら、本学を取り巻く状況は変化し続けており、今後も積極的な見直しが必要である。また、同時にPDCAに向けての活動に取り組まなくてはならない。その組織的な活動のインフラとなるのがFDとSDである。PDCA実行にあたっては、アメリカから導入された難解な横文字キーワードを理解し、大学の実情に合わせた形でうまく取り入れていかなければならない。すなわち、シラバス、オフィスアワー、セメスター制、インターンシップ、授業評価、GPA等よく理解されないまま導入されてきたこれらのツールを、本当に実効性のある、学生のためになる形で教育に取り入れて行かなければならない。そのためには、常にすべての学生が満足して卒業できる教育を教職員全員が意識し、問題を共有し、協議し続ける姿勢が求められているのである。

平成26年度からの具体的な教育改善の取り組みとしては、学内のすべての学科や委員会組織が、①平成25年度の学内自己点検評価報告書を作成して、改善できたことと改善できなかったことを整理して次年度の改善目標を立てること。②その改善目標を教授会や学生に対し公開すること。③改善の成果や途中経過をまとめて分かりやすく公開すること。④年度末には、改善結果を総括して、次年度の活動に繋げるPDCAを実行すること。である。こうしたきめ細かいひとつひとつの教育改善努力が積み上げられてこそ形式的なポリシーが実効性のある教育の方針となり得ると考えられる。

表3. 本学の三つの方針

1. ライフデザイン学科

- AP: 1 自らの目標に向かって学習意欲を持ち、日々学習・研究に努力する方
2 自主的な行動ができ、明るく協調性のある方
3 他者への愛情を広く持ち、思いやりと共感的理解を深めようとする方
4 自己の成長を広く社会に還元し、社会的貢献を積極的に行う方

DP: 資格取得者としての専門的な知識と技術を習得できており、各領域に関する専門能力を以って、社会人として積極的に人々に貢献できると共に、生涯にわたって、専門領域のみならず広い視野で自ら学び続ける姿勢をもっていること。

<ライフデザイン学科介護福祉コース>

CP: 専門性の高い介護福祉士を養成するために、「人間と社会」「介護」「こころとからだのしくみ」「医療的ケア」の4領域を学習します。まず「人間と社会」では専門職としての基礎教養を修得します。また介護実践の根拠となるこころとからだのしくみを学び、介護実践の基礎を理解します。

これらの基礎分野の理解に基づいて、「介護」や「医療的ケア」を演習を通して体得していきます。すなわち、介護実践の背景にある社会の動向や、その実践の根拠などの基本を学びながら、介護が必要な高齢者や障がい者にとって、また介護者にとっても安楽な介護技術やレクリエーション技術を学びます。さらにこれら学内での学修成果を踏まえ、多岐に渡る学外での介護実習を行います。また、この介護実習を通して生じてくる疑問点を追及して、さらに実践の根拠を明確にしていって介護研究を行います。以上の学修を通じ、専門性を活用して高齢者や障がい者への個別対応ができ、地域貢献できる介護福祉士を目指します。

- DP：1 介護福祉士としての専門的な知識と技術をもち、多様な介護福祉ニーズに応じた実践ができる。
- 2 利用者の尊厳・自立支援を重視した介護福祉サービスが提供できる。
- 3 地域の福祉ニーズを把握し、自己の専門性を活用して地域に貢献できる。

<ライフデザイン学科食物栄養コース>

CP：専門職業人である栄養士に求められる能力としては、栄養指導・栄養療法・給食実務の三つの能力が挙げられます。これらの能力を培うためのベースとなるのは、社会、病気、衛生、給食についての専門知識です。またさらにその基礎となるのが、体の働きや食物、調理についての知識です。

この考え方に沿って、食物栄養コースでは全科目を大きく3グループに分け、段階的に順を追って学修することで、無理なく専門職業人としての能力を身に付けることができるように配置しています。また、栄養士養成科目に加え、教職や栄養教育に関する知識を学修することで、栄養教諭の免許も得ることができます。さらにこれらと併行して人間性を高めるため、教養を身に付け、自然に触れ、自分を磨くことのできる科目を開講しています。

- DP：1 栄養士としての専門的な知識と技術を習得できていること。
- 2 食に関する専門能力をもって、社会人として積極的に人々に貢献できる。
- 3 自ら生涯学び続ける姿勢をもっていること。

<ライフデザイン学科製菓製パンコース>

CP：製菓衛生師としての専門的な知識を習得し、業界への就業力を身に付けるため、国家試験の受験に必要な科目を2年間にバランスよく配置しつつ、卒業までに試験合格への準備学習を行います。さらに、地場産品を利用するなどの創作力を高めるための実習や、サービス接遇に活かせるスキルやコミュニケーション力を養うための科目を設けています。

また就職の選択肢を広げるために、医療事務系やフードビジネス系の資格取得のための科目を配置するとともに、希望者は課外講座として、MOSやTOEICなどのさまざまな検定試験に挑戦することもできます。

- DP：1 製菓衛生師としての専門的な知識を習得できていること。
- 2 基礎的な製菓・製パン技術が身についており、地場産品を利用する高い創作意欲があること。
- 3 サービス接遇に活かせるスキルやコミュニケーション力、経営感覚が身についていること。

<ライフデザイン学科国際観光ビジネスコース>

CP：旅行観光分野やビジネス分野で求められる能力は、言語リテラシー、ホスピタリティー、情報リテラシーの三つが基礎になっています。この考えに沿って国際観光ビジネスコースでは基礎専門科目として、まず語学に関する基礎知識やコミュニケーションや接遇に関する基礎知識、パソコン技術に関する基礎知識を学びます。

さらに専門科目として、旅行観光分野では国内外の旅行観光の実際や旅行業や宿泊に関する法律などを学びます。またビジネス分野では簿記やビジネス実務のほか病院事務についても学ぶことができ、各種資格の取得を目指します。またこれらと並行して、大学で学んだことを積極的に地域で実践するためのコースセミナーを開講しています。

- DP：1 資格取得者として必要とされる実践的な学力を習得できていること。
- 2 国際的な視野をもち、異文化を理解してコミュニケーションを図ることができる。
- 3 情報・会計に関する実務的な処理能力をもち、観光・旅行業や地域産業などで活躍できる。

2. 幼児教育学科

AP：幼稚園教諭、保育所・児童養護施設・児童館などの保育士をめざし、その目的を達成するために、漸進的な向上への努力を怠らない方

CP：幼児教育学科では社会福祉や保育原理、児童福祉などの学びを通して、質の高い保育技術を身につけた幼稚園教諭や保育士の育成を目指しています。

専門教育科目では、幼稚園教諭二種免許や保育士資格の取得に必要とされる科目はもちろんのこと、より実践的で総合的な保育指導技術が習得できる科目が開講されています。さらに、教育実習と保育実習での体験を踏まえて、これまでの学習の補充・深化を図り、より専門的な知識と技能を学修するカリキュラムが設定されています。加えて児童厚生指導員資格取得のための専門科目を開講しています。これらの講義では、児童に関する地域の課題を解決するための能力を養っていきます。

DP：1 専門的職業人としての使命感、責任感に基づいた幼児教育・保育の専門的知識と技能を習得できおり、実践で応用することができる。

2 幼児教育・保育をめぐる多様な課題について論じ、適切な対応を考えることができる。

3 さまざまなニーズに対応できる保育実践力と保育者としての資質向上へ意欲を持ち、生涯学び続けることができる。

4 知識、技術の土台となる正しい倫理観が身についていること。

5 ボランティアを通して、地域との協働力や実践力が身につけており、地域に貢献できる。

3. 一般教育科目

CP：本学の一般教育では人間を知ることを一義的な目的としています。人間を知るためには社会を知ることが不可欠であり、コミュニケーションが重要となります。そこで、「人間と社会」・「スポーツ」・「コミュニケーション」の3分野で科目群を構成し、人間、地域社会、異文化をキーワードとした科目を開講しています。一般教育の科目は、豊かな人間性を培うとともに専門教育科目の土台となり、その一部は資格取得のための要件ともなっています。

4. 調理師専修科

AP：1 料理人を目指したい方

2 調理技能を磨きたい方

3 食の安全・安心に興味・関心のある方

4 フードコーディネーターやテーブルコーディネーター等、食空間のデザインに興味・関心のある方

CP：外食産業を支える調理師として現場に立った時、まず求められるのは基礎力と即戦力です。包丁の使い方をはじめ、基本的な調理技術や調理理論や食文化など、調理の原理について栄養面、嗜好面等から基礎的な知識を習得します。

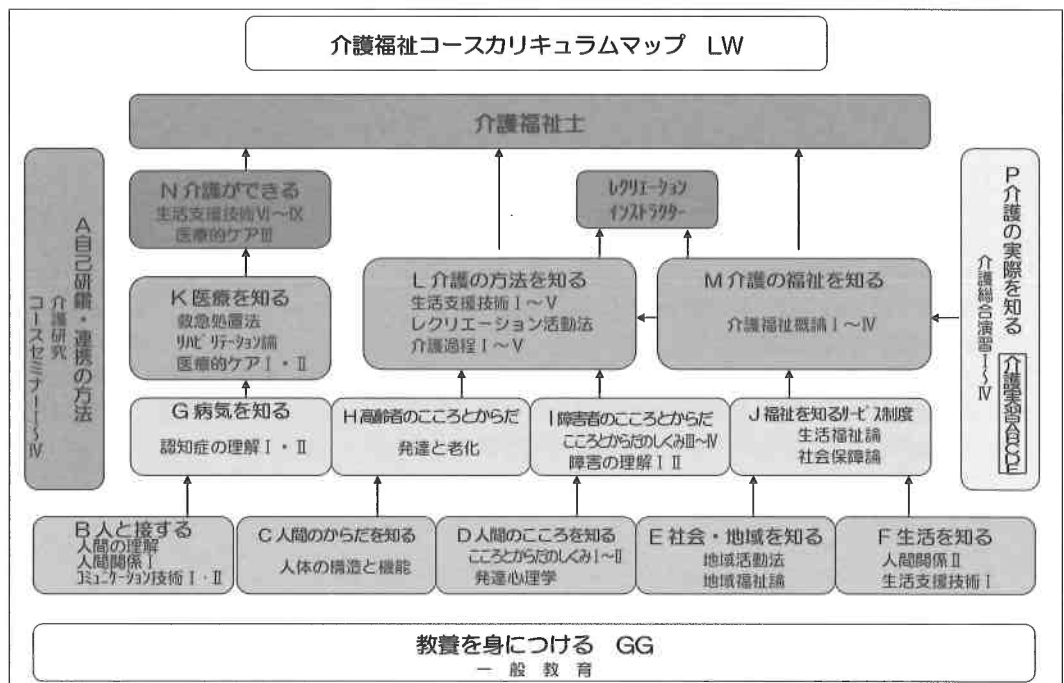
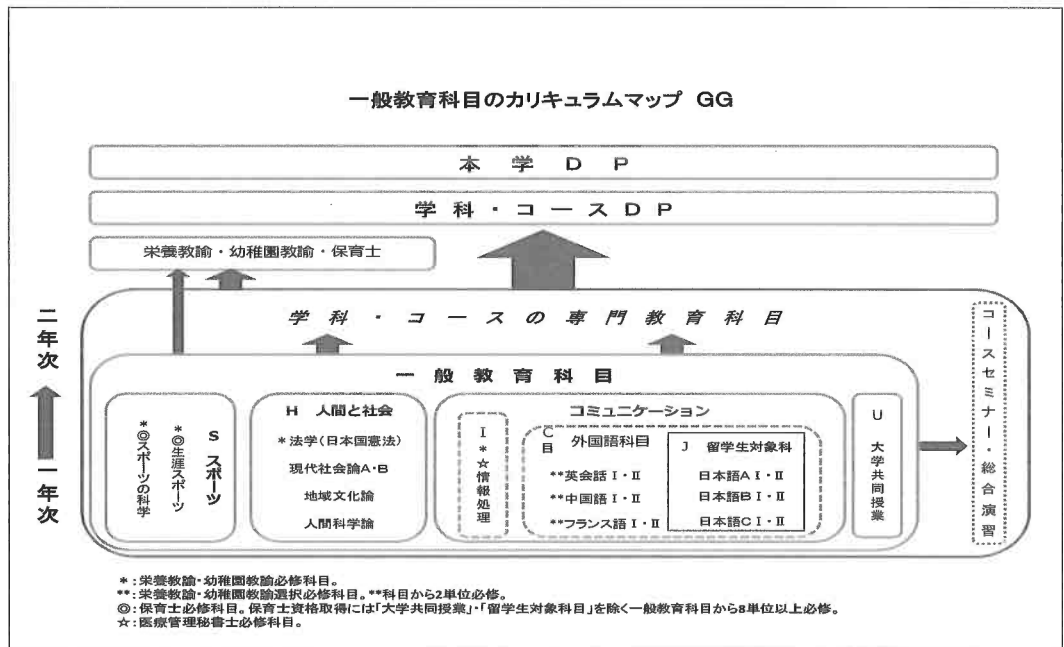
それと併行して、食生活と健康（公衆衛生）、食品と栄養学の特性（食品学・栄養学）、食品の安全と衛生（食品衛生）などを学修することにより、食の安全・安心を担う調理師としての自覚を養います。また、学内外での調理実習、学校行事やボランティア活動を通じて創作力、コミュニケーション力を培うと共に、社会人としてのマナーや調理師としての心構えなどを身につけられるよう指導しています。

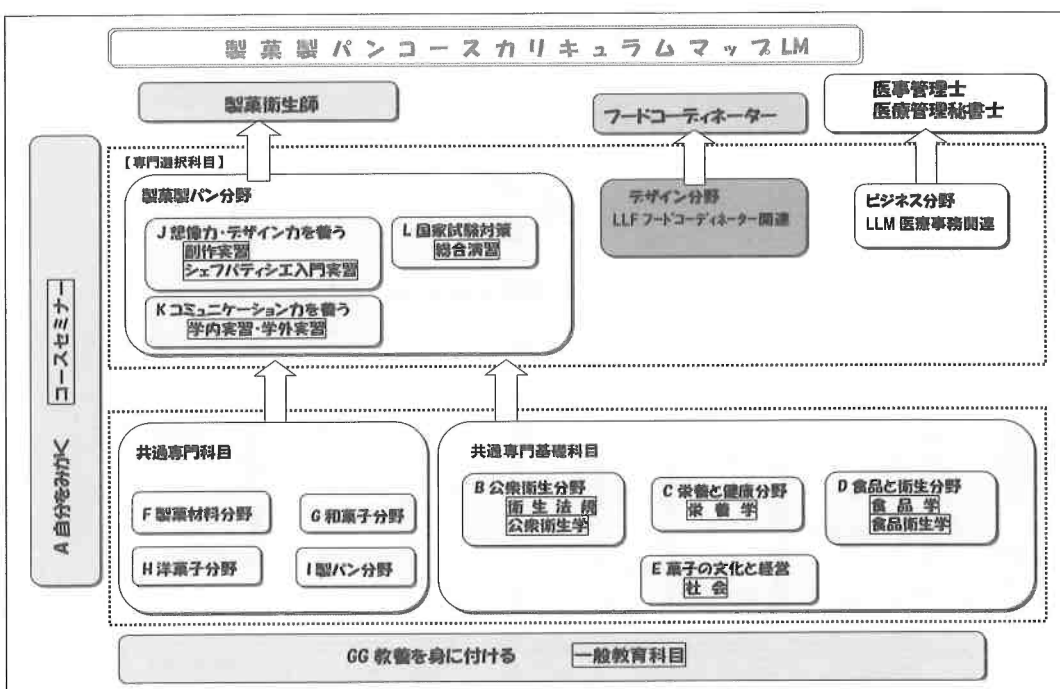
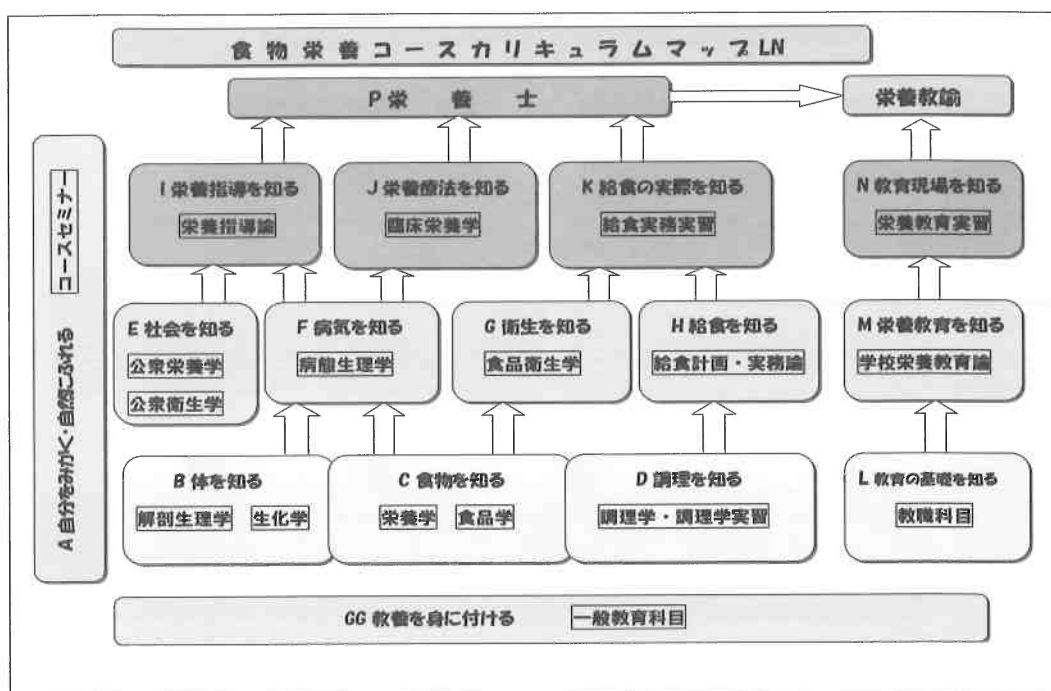
DP：1 調理師としての基本的な知識と技術に加え、創作力を備えていること。

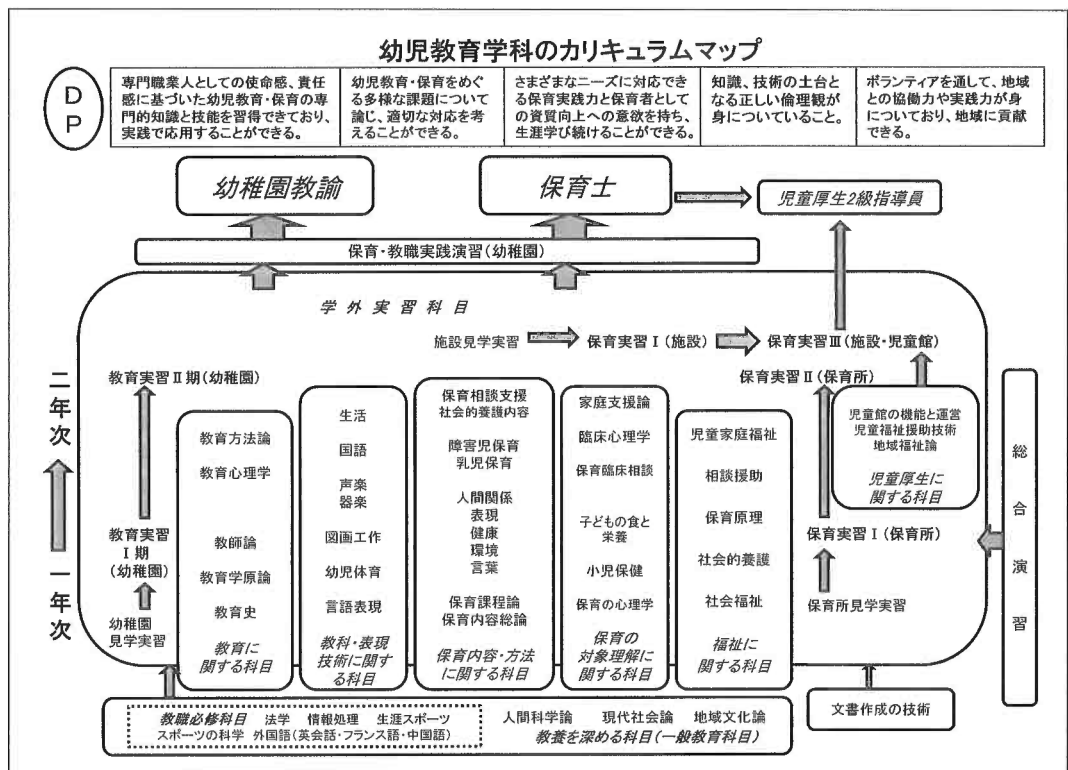
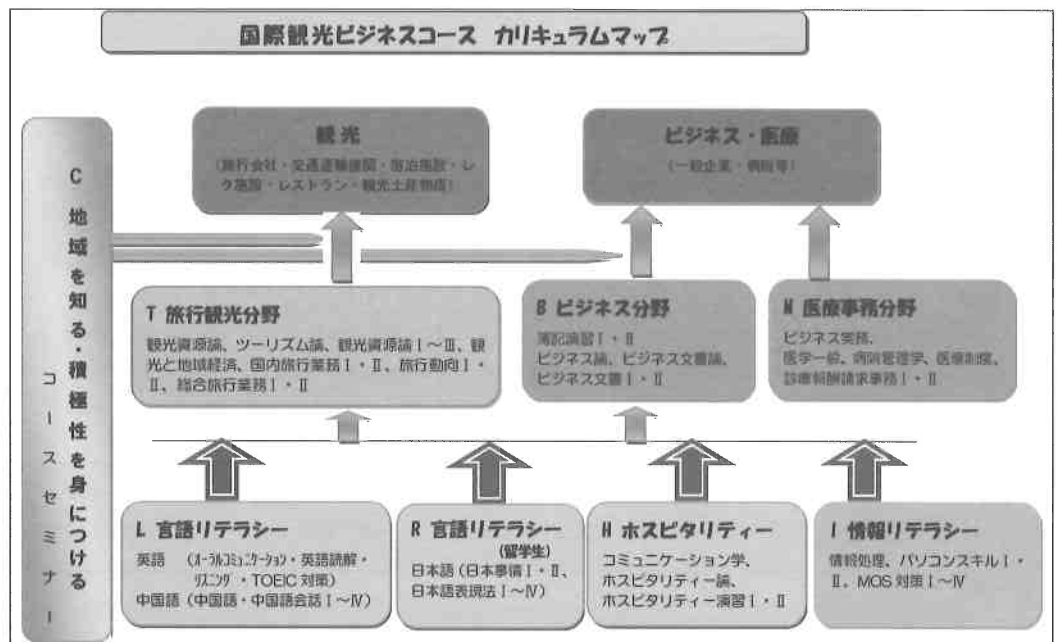
2 地域や世界の食文化を理解し、コミュニケーション能力や食事を総合的にコーディネートする能力を身につけていること。

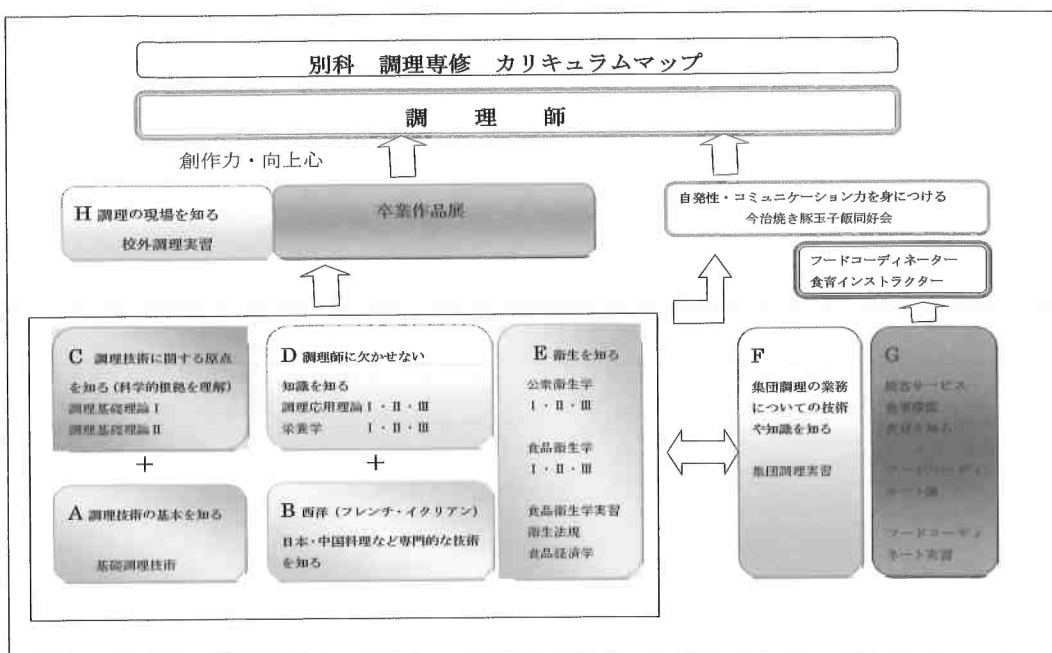
3 調理師として、自分の夢と可能性を高められる向上心があること。

図3. 本学のカリキュラムマップ









参考文献

- 1) 大学の入学定員・入学者数等の推移－文部科学省
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/siryo/attach/_icsFiles/afieldfile/2012/06/28/1322874_2.pdf
- 2) なぜ大学進学率が50%を超えたのか？－大学進学人口と大学数との関連
 小樽商科大学学報第376号
<http://www.otaru-uc.ac.jp/hkyomul/fdhome/colum/fd-c36.htm>
- 3) 特集3つの方針の統合－質の高い学士課程教育の実現に向けて
 ベネッセ教育総合研究所
http://berd.benesse.jp/berd/center/open/dai/between/2008/05/01toku_01.html
- 4) 大学及び短大数の推移（平成元年～平成13年）－文部科学省
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/gijiroku/03052801/006/001.pdf

資料・報告

今治明德短期大学におけるタブレット端末の導入プロセス －導入前の検討課題に焦点をあてて－

河内康文、原 映子、寺川夫央、中居由香、竹田貴好、隨行教子
都知木誠、綿貫周久、渡邊陽子、玉井里美、白石真由美、元山愛子

Introduction to Imabari Meitoku Junior College of Tablet -Focus on issue before the introduction of tablet-

Yasufumi Kouchi, Eiko Hara, Fuo Teragawa, Yuka Nakai,
Takayoshi Takeda, Takako Zuigyo, Makoto Tochigi
Kazuhisa Watanuki, Youko Watanabe, Satomi Tamai
Mayumi Shiraishi, Aiko Motoyama

1. はじめに

大学において学生に何をどのように伝えていくのかということは、重要な課題であろう。近年は、大学教育におけるツールとして、「チョーク一本」のアナログ世界から、急速な普及を果たした「パソコン」等によるデジタル世界へと移行しつつある。たとえば、文部科学省や総務省は、パソコン等を利用したICT（Information Communication Technology、以下ICTと表記）教育を推進している^{1) 2)}。しかし、パソコンを利用するには、ある一定の条件を満たした教室が必要であることや、教員および学生のパソコンリテラシーの個人差が大きな課題となる。これらの課題のなかで、携帯電話に近い機動力があり、パソコンと同等のスペックをもちつつ、直観的な操作が可能なタブレット端末が脚光をあびつつある。

現在、我が国の大学教育におけるタブレット端末の導入は、一部積極的に展開されつつある。たとえば、eラーニング戦略研究所^{3) 4) 5)}、森ほか⁶⁾、塚元⁷⁾、IAMAS⁸⁾、本田一彦ほか⁹⁾からの報告がなされている。しかし、その歩みは至って遅いといわざるを得ない。いずれにせよ、総じて我が国の大学におけるタブレット端末の活用状況は、未だ手さぐりの段階にあるといつてよい¹⁰⁾。

今治明德短期大学では、これらの特徴をもつタブレット端末のなかでも、iPadを利用した教育および学生サービスの向上を確保するためのシステム導入を検討している。本報告は、本学におけるタブレット端末導入前の検討プロセスである。この報告は、先に指摘した大学や専門職養成教育分野におけるタブレット端末の導入が未知数である動向のなかで、今後のタブレット端末を利用した教育やシステム導入に関し有意義な情報と方向性をもたすものであると考えている。そうした趣旨のもとで、本学におけるiPad導入前の議論のプロセスを紹介し、その現状と課題を報告することを目的とする。まず、国レベルで推

進されているICT導入の効果について、先行研究をレビューする。その上で、タブレット端末の有効性とiPad導入の有用性を提示してみる。それを踏まえて、本学におけるiPad導入について教育とシステムを中心に検討してきたことを提示する。

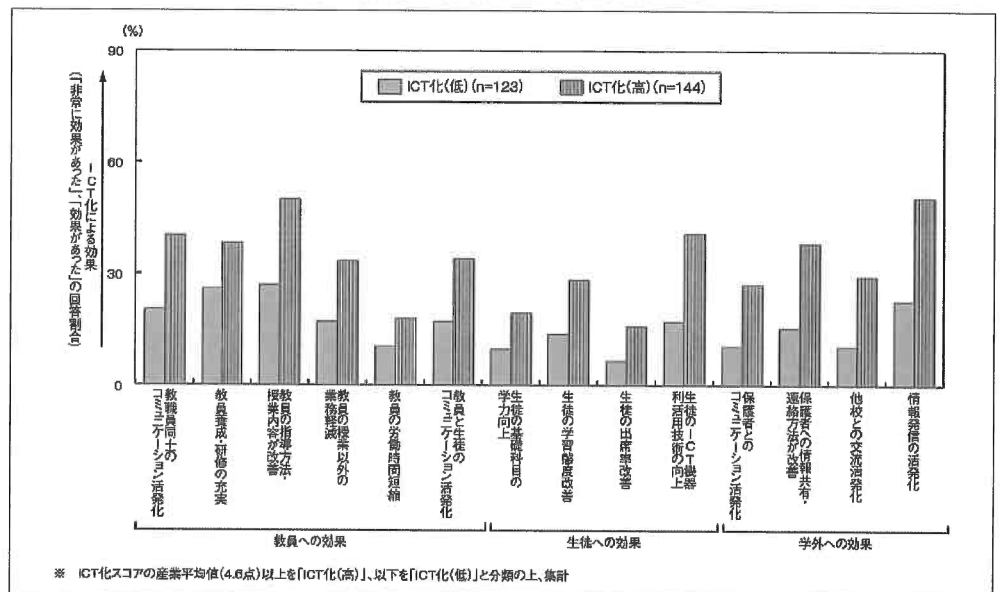
2. タブレット端末導入の背景

(1) ICT活用の効果

総務省のウェブアンケート調査では、積極的にICT化に取り組んでいる機関と取り組みが進展していない機関の効果分析をしている²⁾。その結果、積極的にICT化に取り組んでいる教育機関ほど高い効果を得ている(表-1)。教員への高い効果が示された項目は、「教員の指導方法・授業内容の改善」、「教員同士のコミュニケーション活性化」がある。生徒は、「生徒のICT機器利活用技術の向上」の効果が最も高い。また、「生徒の基礎科目の学力向上」や「生徒の学習態度の改善」、「生徒の出席率改善」についてもICT化が高いほど、その効果を享受している。加えて、学外への効果としては、「情報発信の活発化」、「保護者への情報共有・連絡方法が改善」、「保護者とのコミュニケーション活発化」、「他校との交流活発化」のいずれもがICT化が高いほど、効果が高くなっている。

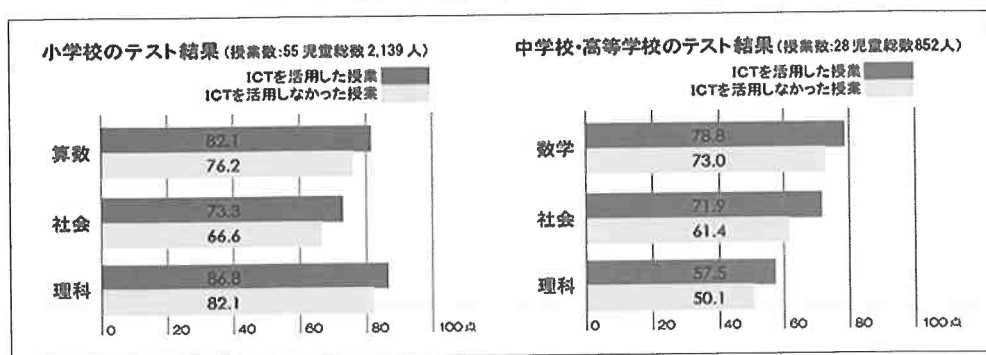
さらに、教育効果に関しては、2007年度に文部科学省から委託された教育の情報化推進に資する研究(ICTを活用した指導の効果の調査)がある(表-2)¹¹⁾。いずれの結果もICTを活用しない場合と比較してICTを活用した場合が高い結果になっている。大学教育と一概に比較することはできないが、この結果はICT教育に効果があることを示唆している。

表-1 ICTを活用した効果の評価



出典：総務省『平成24年度版 情報通信白書』、97頁

表－2 ICTを活用した指導の効果の調査



出典：独立行政メディア開発センター「教育の情報化推進に資する研究（ICTを活用した指導の効果の調査）」2007年より抜粋

(2) タブレット端末の有用性

日本教育工学振興会と日本マイクロソフト株式会社が小学校、中学校、高校、特別支援学校の教員1,119名を対象にした共同調査がある^{12) 13)}。その調査によれば、具体的に児童・生徒用に配備したい端末の例としては、①タブレット端末ペン＋キーボードあり（43.6%）、②タブレット端末ペンあり（43.3%）、③ノートパソコン（28.9%）、④タブレット端末ペンなし（22.2%）、⑤タブレット端末キーボードのみあり（10.7%）、である。すなわち、調査結果からは、ノートパソコンよりもタブレット端末のニーズが高いことがわかる。

タブレット端末は、コンピュータ室などの環境がなくても利用が可能である。つまり、タブレット端末は、携帯性が極めて高いため、特定の教室でなければならないということはない。また、価格もパソコンよりは安い。そして、機能面では、パソコンでできることがタブレット端末でも利用できる。上記の日本教育工学振興会の調査によると、ICTの活用法として、活用が多い順に①「ウェブサイトなどを児童・生徒に見せる（65.3%）、②インターネットで情報収集させる（63.3%）、③教科書準拠のデジタル・ICT教材を活用する（52.1%）、④授業の解説や要点などをスライドにまとめ、児童・生徒に見せる（44.5%）、⑤デジタル学習用コンテンツなど市販のICT教材を活用する（31.0%）、⑥児童・生徒に課題を与え、スライドなどにまとめて発表させる（23.3%）、⑦レポートや感想文・課題などを電子データで作成させる（20.4%）、⑧インターネットで学校外の人と交流させる（6.9%）、⑨授業中に生徒からの応答や回答などをリアルタイムにチェックする（4.7%）、がある。これらのことは、タブレット端末で実現が可能である。

こうして見てみると、タブレット端末は、パソコンと比較しても機動性、操作性、活用性を兼ね備えている。機動性は、とにかく軽く、薄く、携帯性に優れており使う場所を選ばない。加えて、バッテリーが長時間利用可能であること（たとえば、iPadで約10時間）も使う範囲を大きく広めている。操作性は、シンプルな画面配置に対し、タッチパネルや画面の見やすさ、スクロールやズームイン・アウトなどの画面操作が指を使ってできるという簡易性がある。活用性は、パソコン機能に加え、カメラやアプリがある。すなわち、タブレット端末は、教育で利用するツールとして、極めて有用性があるといえよう。

(3) タブレット端末の特徴とiPadの有用性

タブレット (tablet) とは、英語辞典によると「table=板+let=小さい」という意味がある。つまり、「小さい板」であり、軽く携帯性に優れている板状のパソコンを意味している。液晶モニターも7インチから10インチが中心であり、重さも1キロ以下である。また、パソコンは、文書作成を得意とするが、タブレット端末は、操作のほとんどを指でふれて行い、電子書籍や動画の閲覧に適している。したがって、携帯電話よりは画面の認識性に優れ、パソコンよりは携帯性に優れているという利点がある。そのタブレット端末には、いくつか種類がある。いくつかのタブレット端末のなかで、本学がiPadに着目した点を他のタブレット端末と比較しながら報告する。ここでは、松元のタブレット紹介を参考に、各タブレットの特徴をまとめてみたい¹⁴⁾。タブレット端末として代表的な (1) Windowsタブレット、(2) Androidタブレット、(3) iPadの3点の特徴をまとめてみる。

まず、(1) Windowsタブレットは、既存のWindowsとの親和性がある。現在の教育現場は、Windowsが多い。そのため、Word、Excel、Power PointなどWindows対応ソフトがそのままタブレットで利用できるのは大きなメリットになる。ただ、起動や動作のスピードを求めるとある程度の高いスペックが必要になる。そのため、価格が高くなったり、重量が重くなったりするというデメリットが指摘されている。また、現時点においては、アプリ数が少ない。

次いで、(2) Androidタブレットは、Googleによって開発されたものである。OSが無料のため、各メーカーのシェアが高く製品が多い。そのため、性能や価格帯で選択肢が多い。アプリの数も多い。以上のことから、自由度が高いことが最大のメリットとなる。逆に、自由度が高すぎて、使いこなすには時間がかかる場合がある。また、自由ゆえにウイルスなどの不正アプリの報告も多い。

最後に、(3) iPadは、直観的な操作の簡易さに最大の特徴がある。また、アプリは全てApple社が管理しており、安全である。また、iPadは、教育分野において実績がある。たとえば、Appleのホームページには、「Appleと教育」という項目があり、アメリカを中心とした教育事例が動画で確認できる。一方、デメリットとしては、Androidタブレットより自由度に制限がある。さらに、教育現場の主流となっているWindowsとはある程度の互換性があるとはいえ、完全なる互換性がない点も制限要因となる。今後は、(1) Windowsタブレットの機能面、価格面、アプリ数などの制限がなくなれば、互換性の高さゆえにWindowsタブレットが急速に普及していくことも想定できる。

ただ、現時点においてこれら3タイプを比較してみると、(3) iPadは、操作性、アプリの多様性・安全性に有用性がある。加えて、アメリカにおける教育実績がある。これらの利点から、iPadは、大学教育やシステム活用に適していると考えられる。

3. 導入前の検討事項

(1) 組織化

本学のタブレット導入の検討においては、教育情報開発システムチームが組織化されている。ここでは、組織化のプロセスを記しておきたい。まずは、教務に関する業務の効率化を目的としたタブレット端末の導入検討が組織化の萌芽となった。ただ、教務

に関する業務の効率化のみならず、他の業務の効率化や教育に関する質の向上もタブレット端末の導入と関連してくる。そこで、本学で組織している教員の資質改善を目的とするFD（Faculty Development）委員会および職員の資質改善を目的とするSD（Staff Development）委員会、教務委員会が合同になって、情報収集、研修、勉強、を目的としたiPad導入における開発チームを立ち上げた（表－3）。メンバーは、先の目的を果たすことが適任な教職員を各委員会の委員長が選定した。選定には、タブレット端末の情報を理解しやすいことや次世代の教育や組織運営を担っていくことになる比較的若手のメンバーで組織化された。そのメンバーで、Appleストアの研修会に参加し、iPadの使用方法や導入可能性について研修をした（表－4）。研修の感想には、以下のようなものがある。

「iPadを触ることが現在までなかったため、実際に使い説明を受けながら入力方法などの基本操作を学ぶことができました。システムとの関連性については、iPadで入力と表示ができることの説明を受けて、大まかな流れをイメージすることができた気がします。iPadを使うことの動機づけとなり、業務のスマート化への可能性が広がることを確信しました」

「iPadに実際にさわって、説明を受けて、刺激されて帰ってきました。やはりiPadの導入は、innovativeな試みだと思います。学生管理、休講補講や授業での使用が可能となれば、非常にユビキタスな学習システムの構築が可能となると思います」

「iPadを活用することにより、学生たちに目的意識・探究心などの未知なる力を伸ばす一つの手段となればと思います。これから社会に出ていく学生たちには活用できるようになってほしいです」

以上のように、Appleストアの研修会においては、iPadの導入に関して概ね肯定的な意見であった。その結果、本学は、積極的にiPadの導入を実現していくために、「教育情報システムチーム」を組織化した（表－5）。さらに、その組織化したチームは、①教研活用分科会、②管理活用分科会、に機能分化している。

表－3 iPad導入における開発チーム組織化の企画書の一部

企画書

2013/09/12

(FD/SD－教務連携)

1. 「学生サービスのための『学生情報閲覧システム』の立ち上げについて」

背景：近年、入学者数の減少に加え、休学者、退学者が増えている。休学・退学の予防に努める必要がある。また、文科省も学生の学修状況の管理を大学全体として取り組むことを求めている。

対策・企画：学生の履修状況の把握を、たとえば欠席情報（学籍番号、氏名、科目名、日付、遅刻、備考－観察）を授業後すぐに教務課のiPadなど端末から入力してもらう。入力した情報は自動的にデータベース化される。担任等、学生の動向を知りたい人は端末からデータベースにアクセスし、その学生情報を閲覧できるようにする。

2. 「電子掲示板システムの立ち上げについて」

背景：現在休講・補講情報がカード形式で掲示板に貼られており、情報提供形態としては、旧態依然としている。卒業生アンケート等にも指摘されているが、電子的に提供（HP掲載など）してはどうかとの声がある。

対策・企画：休講・補講情報をデータベース化し、当日以降の情報を電子掲示板としてiPad等端末に掲示する。タッチすればどの情報でも引き出せるが、デフォルトは各コースごとの情報とする。教員からの休講・補講情報は入力画面を準備しそこに入力すれば教務課に届き、データベース化され、電子掲示されるシステムとする。事務の省力化にもつながる。

上記2案の実施のために、開発チームを立ち上げたい。FD/SD-教務合同で、特に若手の教職員で組織し、勉強／研修会を開催する。必要に応じて、効果的な構成とソフト使用方法の指導が得られるAppleストアの研修会にも参加し可能な部分で自主開発をする。高度なプログラムが必要な部分では、業者委託も考えるが、基本は自分たちで必要な情報をいつでも取り出せ、活用ができるシステムを構築することを目的とする。

表－4 iPad導入における開発チーム研修計画の一部

Appleビジネス研修（ジョイントベンチャー）計画書

2013年9月11日

経理課長（SD） 綿貫 周久

日 時：2013/09/17(火) 13：30～15：30

場 所：大阪市心斎橋 アップルストア－心斎橋店

実施目的：

- ・本学学生教育および管理における情報端末の役割と可能性についての情報収集
- ・『学生情報閲覧システム』および『電子掲示板システム』立ち上げのための準備情報収集

達成目標：

- ・iPadの基本的な使い方を知る。
- ・iPadおよび関連ソフトで教育面で何ができるかを学ぶ。

- 同じく、学生管理・サービス面で何ができるかを学ぶ。
- 2システム立ち上げのためのアドバイスを得る。
- Apple社側からの有益な提案や参考事例を受ける。
- その他

表－5 iPad導入における開発チーム立ち上げ企画書の一部

教育情報システム開発チーム（仮称）の立ち上げについて（案）

H25.10.10

FD/SD/教務委員会合同企画

1. 経緯

昨今、情報の電子化が著しく進み、日常生活にも様々な電子機器が頻繁に使われる状況になってきていることから、本学においても教育研究や学生サービスへの電子情報の利用が早急に期待される。H25.9.6の事務部、FD/SD/教務委員会連携の会議では、綿貫課長からの企画書「学生サービスの為の『学生情報閲覧システム』の立ち上げについて」「同『電子情報システム』の立ち上げについて」をたたき台として、実施に向けてのメリットや課題などが話し合われた。

また、H25.9.17には、タブレット端末の役割と可能性についての情報収集を目的に、本学の有志9名が大阪のアップルストアで研修を受けた（H25.10.3教員連絡会報告済）。これらの経過を踏まえ、今後の活動方針をFD/SD/教務委員会の責任者が協議した（H25.10.10）。

2. 今後の展開

今後も積極的に学内の電子情報の利用について検討し実現させていくために、これまでの委員会とは別に、独立した形の開発チームの編成を提案する。これは興味・関心・能力のあるメンバーが数年間は継続して開発に関わることができるというメリットがある。チームの名称は、寄せられた名称案の中から、「教育情報システム開発チーム」、通称EISチーム（イースチーム）としたい。具体的なシステムの展開に際しては、関係委員会と協議・調整しながら進めるものとする。

3. チームの組織とメンバー

このチームを2つの分科会に分ける。すなわち、①教研活用分科会と②管理活用分科会である。①教研活用分科会では、電子教育情報の授業活用の可能性を検討する。②管理活用分科会では、電子教育情報の学生サービスへの利用や学生情報管理の効率化を検討する。

2) 教研活用分科会の活動状況

iPadをとおして、学生が少しでも関心をもって、わかりやすい授業を教員が展開していくことを目的にした分科会である。iPadの使用方法を確認しながら、本学でどのような教育実践が可能なのかブレインストーミングをしながら検討を行っている（表－6）。

総じて言えることは、通常授業の口頭説明だけでは不十分な部分を画像や動画でったり、学生がインターネットを通して調べものをしたりする利用方法がある。また「Keynote」などのアプリを活用しながらデータをまとめたり、発表したりすることもできる。さらに、授業の課題、注意事項、試験範囲の管理や教科書・ノートの電子化も可能である。授業の評価をシステム化することも可能であろう。

ただ、以上のことは、ブレインストーミングの段階であり、教育実践までには至っていない。また、iPadを使ったからといって、すぐさま質の高い授業に直結するとは限らないことは前提において話が進められている。授業には、学問に対する深い知見をベースに、授業展開をデザインしていかなければならない。iPadは、質の高い授業を効果的に実現していくための手段にすぎない点を留意しておきたい。

表－6 教研活用分科会による授業導入事例

活用方法	情報収集	教育内容	教育方法	評価
事例A	授業で活用可能なアプリを取得する。	視覚的に見やすいプレゼンテーションを作成する。	どの単元でiPadを活用すると効果的か検討する。	製作過程をカメラで記録して評価し合う。
アプリ	App Store	Keynote		カメラ
事例B	参考になる資料や動画をネットから情報収集する。	実験データをまとめて報告書をまとめる。	課題や授業の注意事項、試験範囲を管理する。	製作物をカメラで記録して評価し合う。
アプリ	Safari	Pages,Numbers		カメラ
事例C	事前に写真や動画を作成しておく。	フィールドワークでの写真や動画を報告する。	教科書やノートを電子化することにより、軽量化する。	アンケートシステムを構築して授業評価をする。
アプリ	カメラ	カメラ		
事例D		グループワークで作成した用紙・ノートを実物投影機能で報告する。	板書を画像として残し、クラウドなどからいつでも見られるようにする。	授業中のリアクションを随時評価する。
アプリ		CamScanner	カメラ	

3) 管理活用分科会の活動状況

電子教育情報の学生サービスへの利用や学生情報管理の効率化を検討することを目的とした分科会である。iPadを活用しその目的を達成するために、まず管理活用分科会の活動標（短期および長期）を設定した。

設定に先立ち最初の数回の会議でブレインストーミングの時間をしっかり確保し、自由発想とその発想を深め合うことにより様々な活用の仕方を検討した。結果として、①平成25年度末に完成する新校舎における掲示板設置に合わせて本学に「電子掲示板システムを導入する」という現実の要求に合わせた短期目標を掲げることとした。また、「学生情報閲覧システム」については、平成26年度前期に一部学科での試験運用を始め、[運用→フィードバック→改良→運用]の形で順次完成形に持っていくこととした。同時に、②将来的に必要とされる事柄を「将来的に・・・したい」という形で自由に発想し、思考を縛らない形で長期的な目標を設定していくこととした。機器技術やソフトの進歩も見ながら、短期的目標は変化していくことを想定している。短期目標の完成を急ぐあまり長期目標の検討をおろそかにすると、後から「こうしておけば良かった、気がつかなかった」というような事態が発生する恐れがあり、それを未然に防ぐためにも長期的目標設定にもしっかりと時間をかけ、将来の変化に対応できる基礎のデータベースシステムを構築したいと考えた。自分たちで構築していくという大変な作業ではあるが、その分融通性のある将来変化するニーズに対応していくことのできるシステム設計を目指すこととした。

3回目の会合時には、「将来・・・したい、・・・できるようにする」という長期目標がある程度出揃い、その方向性の中で、短期目標である電子掲示板システムの完成形について「休講・補講・教室変更情報の掲示板」とすることとした。同時に、利用者がそのシステムで何を実現したいのかを明確にし、それを実現するために実装しなければならない機能や達成しなければならない性能などを検討して明確にする「要件定義」をほぼ完成させた（表－7）。

表－7 EIS管理活用分科会チームの要件定義

	対象	機能内容	内容詳細・補足
1	学生	学生サービスの充実 ・ 証明書発行機の導入 ・ 学生証の電子化 ・ iPadの導入 ・ 個人情報の保護 ・ 情報とり出し制限	学生証の活用：図書館入館、出席確認 証明書発行の自動化 諸料金のプリペイド化：学食、証明書発行 成績確認・履修登録確認、iPad検索できるようにする。 休講・補講確認、iPad検索できるようにする。 出席状況確認、iPad検索できるようにする。
2	学生	授業関連／連絡掲示板機能	各授業の予習ポイント、宿題、準備物、テスト範囲等の連絡を掲示閲覧可能にする。

3	学生	学生生活／連絡掲示機能	学生に対しての連絡掲示板機能 ・ 食堂のメニューの掲示 ・ 学納金、奨学金等の申請や納付期限の案内 ・ 学生の呼び出し ・ 落とし物の連絡 ・ 時刻表 など
4	学生・ 教職員	図書台帳の整備と検索	共有サーバに保存、iPadでも検索可能にする 学生が自由に検索も可能とする。
5	学生	卒業生（同窓会）へのサービス	学科・コース毎にブログの立ち上げ：大学の状況 卒業生の近況・相談・転居情報などを自由に書き込む。
6	教職員	学生情報の一括管理 ・ 個人情報の保護 ・ 情報とり出し制限 ・ 書式	入学前（調査書）：氏名（読み方）、性別、住所 最終学歴、保証人情報、 入学後（住民票・環境調査）：学籍番号、所属 氏名（漢字）の確定 在学時（履修票・成績表）：履修科目名、成績 履修単位数 卒業時（学籍簿）：免許・資格、就職先、特記事項
7	教職員	資料のペーパーレス化	連絡会、教授会、委員会、学科会、コース会 会議・打ち合せ資料を共有サーバに保存、iPadでも検索可能にする。
8	教職員	会議録の保存・開示	共有サーバに保存、iPadでも検索可能にする。
9	教職員	備品台帳の整理と検索	共有サーバに保存、iPadでも検索可能にする。
10	教職員	教職員のスケジュールの共有	出張、休暇の予定を検索可能にする。 授業・会議の予定も登録可能にする。
11	教職員	教室の使用状況の共有	日別の教室の空き状況が検索可能にする

長期的目標の枠組みを要件定義という形で明らかにできたことに伴い、短期的目標である電子掲示板システムの設計・完成・運用へ進むための検討に力を入れることとした。要件定義の各項目を将来実現することを踏まえつつ電子掲示板システム完成形（掲示形式）を検討し、サンプル画面イメージを作成した（図－１）。引き続き完成までの工数とスケジュールの検討を行い、プログラム担当者の仕事分担も明確化できた。

図－１ 休講補講教室変更情報閲覧 画面【画面イメージ】

内容	コース	日付	時間	科目	教室	担当	備考	表示日
休講	介護	10月15日(火)	34	生活支援技術Ⅰ	21番教室	中居由香	補講日未定です。	9/19 15:49
休講	製菓	10月16日(水)	34	食品衛生学Ⅱ	31番教室	随行敦子		10/1 14:16
休講	介護	10月21日(月)	12	社会保障論	21番教室	河内康文		9/19 15:40
休講	製菓	10月31日(木)	34	公衆衛生学Ⅱ	31番教室	藤坂恭一		9/19 15:03
教室変更	栄養	11月21日(木)	234	生化学実験	化学実験室	原映子	発表会をします	11/14 15:24
補講	介護	10月26日(土)	34	社会保障論	21番教室	河内康文	10月17日の分	9/19 15:41
補講	介護	10月26日(土)	56	生活支援技術Ⅰ	21番教室	中居由香		9/19 15:42
補講	介護	11月15日(金)	78	認知症の理解Ⅰ	21番教室	喜嶋麻子	報告会の続き	11/13 13:06
補講	介護	11月22日(金)	34	介護過程Ⅱ	21番教室	宇野真紀		10/2 9:38

今後の展望については、機器導入に伴う管理形態の検討が早急に求められる。ノートパソコンより安いとはいえiPadは決して安価ではないので、保管、貸し出し、返却、盗難防止、メンテナンス等の実際の運営方法の検討が求められる。管理分科会としてはそれらの点に加え、今後管理すべき分野となる学生の個人情報、安全に扱い情報漏洩を防止するための施策の検討も当然行わなければならない。それら物理的、電子的な安全を確保して初めて真に価値あるICT教育の実現に資することになる。利便性の追求のみに走ることなく安全性を兼ね備えたシステム構築に向け引き続き検討と検証を重ねていかねばならない。

4. 今後の課題

ここまで、本学におけるタブレット端末の導入プロセスを報告してきた。今後の方向性としては、総じて、(1) iPadを使用した教育方法の開発、(2) 教職員の業務の効率化、(3) 教職員・学生のiPadを使いこなす力の向上、となるだろう。しかしながら、これまで述べてきたことは導入前の想定に過ぎず、iPad活用の可能性は十分に秘めている反面、実際の活用においては未だ残されている課題は多い。

まず、第一に教職員の時間の確保という課題がある。そもそも授業研究や業務の効率化を検討する時間が限られている上、比較的新しい機器のために、操作方法や活用方法をマスターする時間の確保が困難である。また、教育現場で多く使われているWindowsと異なるために、慣れるためには実物にふれながら使用する必要がある。その時間の確保が導入への障壁になってくる。それらの課題を解消するためには、効果的・効率的なマニュアル作成が必要になろう。加えて、そのマニュアルを踏まえた講習会の実施が必要になる。そのため、現在は、教研活用分科会がマニュアル作成を検討しており、そのマニュアルを利用した講習会の実施やその評価およびマニュアル再開発のプロセスが今後の課題となる。

第二に、管理上の問題がある。iPadは、将来的に学生が活用していくことにもなるがインターネットの利用やアプリの管理、費用面など利用する上でのルールをどのように設定し、いかに管理をしていけるのかという課題がある。また、学生管理をする上で個人情報などをどの程度まで共有し、どの程度まで保護をするのかという課題がある。これらの点もさらに詳細な検討とルールづくりが必要になるだろう。

現代社会は、タブレット端末に加え、パソコンやスマートフォンを用いたインターネットによる情報が生活のなかで重要な役割を占めている。今後は、このような社会的動向を踏まえ、上記のような教育や管理への活用のみならず、学生が情報を活用し、主体的に対応できる能力の育成が求められていく。そこで、常に変化し続けるICT環境において質の高い教育を確保するためには、より洗練された情報収集や研修が必要になってくる。しかし、アメリカに比べiPad教育が十分に根差していないわが国においては、未開の分野であることは否めない。それゆえに、教育やシステム管理の実践事例の蓄積が必要になってくる。加えて、新しい情報にアンテナをはりつつ、iPad活用の実践化に向けて、より一層の実践・研究の努力が望まれる。

これまで議論・検討してきたことは、あくまでも主体である学生にとっての利益が目的になる。その本質を見失わない組織運営が肝要である。そのことを認識した一貫性ある活動を展開していかなければならないことが私たち報告者チームの根底にあることを締めくくりにあたり明記しておきたい。

文 献

- ） 文部科学省 2010「教育の情報化に関する手引き」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1259413htm
- ） 総務省 2012『平成24年度版 情報通信白書』日経印刷
<https://www.digital-knowledge.co.jp/files/2011/07/f4e11849caa4d5.pdf>
- ） eラーニング戦略研究所 2010a「教員に対するiPadの意識調査報告書」
<https://www.digital-knowledge.co.jp/files/2010/07/f4c2c5071be118.pdf>
- ） eラーニング戦略研究所 2010b「教員のタブレット端末の授業利用に関する意識調査報告書」
<https://www.digital-knowledge.co.jp/files/2010/11/f4cf46d82c6cba.pdf>
- ） eラーニング戦略研究所・電子書籍を活用した教育スタイル創造研究会 2011「iPadを活用した学習の効果検証報告書」
- ） 森博、田近一郎、杉江昌子 2011「タブレットPCを活用したマルチメディア教育の試み」名古屋文理大学紀要 第12号 pp.97-104.
- ） 塚元宏雄 2012「授業におけるタブレット型端末の活用可能性に関する一考察」鹿児島大学教育学部教育実践研究紀要 第22号 pp.247-255.
- ） IAMAS（情報科学芸術大学）2012「タブレット端末電子端末を活用した教育等利活用モデル構築事業（電子書籍を含むITの教育利用研究会報告書）」
<http://www.jamas.ac.jp/DL/tab/kyouikuhokoku20110611.pdf>
- ） 本田一彦、田近一郎、杉江昌子、森博 2013「タブレット端末を活用したプログラミング教育」名古屋文理大学紀要 第13号 pp.85-92.
- ） 山内真理 STOUT Michael 2012「授業用iPadの管理と利用術」千葉商大紀要, 第50号(1), pp.83-255.
- 1) 独立行政メディア開発センター 2007「教育の情報化推進に資する研究（ICTを活用した指導の効果の調査）」
- 2) 社団法人 日本教育工学振興会 日本マイクロソフト株式会社共同調査 2012「学校でのICT活用についての実態調査」[データ集]
http://www2.japet.or.jp/ict-chosa/ict_chosa_date.pdf
- 3) 社団法人 日本教育工学振興会 日本マイクロソフト株式会社共同調査 2012「学校でのICT活用についての実態調査と教育情報化への提言」
http://www.japet.or.jp/Top/Cabinet/?action=cabinet_action_main_download&block_id=12&room_id=66&cabinet_id=1&file_id=182&upload_id=862
- 4) 松元英樹 2012「最新タブレット選び5つの極意」『日経パソコン』日経BP社

「発達障害を抱える子どもの保護者としての視点」 －保護者自身のライフストーリー及び意識変容のプロセス－

今治明德短期大学 泉 浩 徳
JDDネット愛媛代表 田 中 輝 和

"Point of view as the guardian of children suffer from developmental disabilities" The-about the process of altered consciousness and life story of protecting themselves

Hironori Izumi, Terukazu Tanaka

In recent years, the proportion of children who suffer from developmental disorders, was reported to be 6.5% at a public junior high school Small-from the Ministry of Education, Culture, Sports, Science. Legislation and institutional development have been made because of its high incidence, but the burden of the parents is growing, parents suffering from disability acceptance of many children in recent years. Introduces the life story of my own, activities and introduction transformation of consciousness as a guardian, while touching the environment surrounding the developmental disorder, was promulgated in June 2013 as well, such as "Disability Discrimination resolution method", the guardian I want to discuss it should be.

Keyword : developmental disorders, disability acceptance, "Disability Discrimination resolution method"

1. はじめに

2012年末に文部科学省から、公立の小中学校に在籍する発達障害のある児童・生徒の割合が6.5%と推定されることが発表された。40人学級では1クラス当たり2～3人在籍することになり、また発達障害の可能性があっても、学校で支援を受けていない児童生徒は約4割に上っている。

前回の2002年の調査では6.3%と報告されており、10年振りの調査でも大きな隔たりがないことが証明された。その出現率の高さから、2007年には学校教育法の改正により特別支援教育も開始され、同年には愛媛県では初となる発達障害者支援センターが県子ども療育センター内に設置された。1995年と1998年に子どもが生まれ、二人とも発達障害と診断された筆者・田中（以下、筆者）としては、そのような発達障害の支援体制整備の流れの

中で、これまで多くの支援を頂きつつ、父親として子どもと関わりながら生きてきたと言える。

保護者が我が子の障害を受容するまでの心の葛藤の段階には個人差があり、一元化されたサービスだけでなく、適切な情報を与えることやペアレント・トレーニングを行うことにより子育てしやすい環境を整えることが必要となる（中村 2011）。

発達障害の子どもをもつ多くの保護者と同様に、筆者も子どもが生まれてから、子どもには何が必要なのか、世の中の動きはどうなのか、まだ知らないことが多くあるのではないか、といった様々な思いに動かされながらこれまで歩いてきた。そこで、この論文の目的として、発達障害を持つ子どもの保護者が自分の子どもとどのように向き合うべきなのか、保護者が集まって行う活動の役割は何なのか、ネットワーク活動の意義とは何なのか筆者自身がこれまで歩いてきた経験から明らかにすることで、今後発達障害を抱える保護者への提言とする。

2. 本 論

(1) 自己紹介

筆者には2人の子どもがおり、どちらも男である。2人とも発達障害の専門医に診断されており、長男は軽度の知的障害を伴う自閉症、次男は高機能自閉症に不注意優勢型の不注意欠陥多動性障害を合併しているとされている。次男は診断当時は軽度の言語障害があったため、高機能自閉症と診断されたが、現在では言語障害はなくなっているため、再度検査を受診すればアスペルガー症候群の診断が出されるものと推察される。平成26年1月3日現在で長男は18歳、次男は15歳である。

筆者は、普段は地元の私立大学に勤務する事務職員であり、現在は図書館に勤務している。その傍らでボランティア活動として、愛媛県内を中心に活動する発達障害ネットワーク団体「JDDネット愛媛」の代表、松山市を中心に活動する発達障害保護者団体「ダンヨクラブ」の事務局長を担当している。

(2) 長男の成育歴

長男の診断名は先に述べたとおりであるが、出産に丸2日を要したこと以外は、1歳の誕生日を迎えるまで特に症状に気付くこともなかった。言葉がなかなか出ないことも私の実母に相談したところ「男の子は大体言葉が遅いもの」とのこと、安心していった。しかし、たまたま長男出生の4か月後に、東京にいる実弟に長男が産まれた。実弟とその長男が愛媛に帰省するたびに、その成長の違いは明らかとなり、次第に筆者も家内も長男に障害があることを認めざるを得なくなるに至った。

幼少期の症状としては、奇異な行動として踏切の模倣、エコラリア、テトリス（ゲーム）の習得、洗濯機・エレベーター・電車に対する執着が見られた。生活面ではおむつは3歳で取れ、飲食もあまり偏食がなく、味見して食べられると思ったものは何でも食べる傾向が強かった。身体の特徴として漏斗胸が確認されたため、医師と相談のうえ4歳の時に手術を行った。初めての手術であったが術後の経過は良好であり、現在に至っても健康を維持している。概して大人しい性格であり、自閉症児としては扱いやすい部類に入ると思われる。

る。3歳まで地元の「あゆみ学園」に通園し、ほぼ良好に過ごすことが出来た。6歳の頃に筆者と2人での電車旅行が出来たほどで、その後もほぼ毎年2人での旅行に行っていた。旅行先で依頼したガイドヘルプの方々からは「一緒にいて楽しかった」との報告を多量に頂いた。特性の特徴として、元々踏切が好きであったが18歳となった現在も自宅周辺に在る踏切に対する関心は高い。洗車機への関心は自閉症児特有の回転するものに対する嗜好であり、エレベーターや踏切については普段は動かないものが急に動き出すことへの関心が表出しているものと考えられる。イレギュラーな出来事に対して非常な関心を示し、自閉症児によく見られる急な変更への弱さがなく、新しいものを好む傾向があり、むしろそれらを楽しんでいるかのようにさえ見えるのである。

だが、このために幼少期は日常の行き先で自分が気に入ったところを探すために行方不明となることも多く、その度に閉口した。幼稚園では園側の無理解に悩まされ、4歳で入園した幼稚園では初日から行方不明となり、近くの線路内で歩いているところをガス会社の社員に保護され、交番で無事な姿を見ることが出来た。転園先の幼稚園では年中の先生に理解が見られたものの、それ以外の先生方は発達に対して理解がなかった。例えば運動会では集団行動がとれず、音楽発表会では舞台上で好き勝手な行動をした挙句、舞台から降ってしまったが、園側は放置していたに等しく、これら園内行事では対応が殆ど取られていないままに、その園を無事に卒園した。小学校に上がる前に就学時健診を受け、養護学級または特殊学級を勧められたが、家内と協議のうえ、地域の小学校の通常学級に進学することを希望し認められた。

小学1年生になってからは、学校内に関心のあるものが多くあったようで、1学期は度々校内を徘徊していた。1年生時の校長先生は発達に対する知識が皆無で、長男に対する配慮が欠けていた。長男は校内に用務員室があるのを見つけ、用務員と親しくするようになり、お手伝いを積極的にするようになってからは用務員の方も長男を可愛がるようになっていった。用務員室が安心して居られる居場所の一つであったようである。

小学校の運動会については、他の自閉症児と同様にピストルの音をひどく怖がっていたので、やめるように再三申し入れていたが、なかなか聞き入れられなかった。しかし「社会で生きるために教育現場でピストルの音に慣れておく必要はない」などの主張が通り、3年生からは運動会でのピストルがなくなり、綱引き以外のすべての競技の合図が笛に変更された。この措置は3歳下の次男が在学中も続けられ、次男卒業後も続けられているのを確認している。

長男は軽度の知的障害を有していたため、クラスメートにはその症状がわかりやすく、5年が上がるにつれて理解が広がっていった。5～6年生の担任は特別支援に長けた教員で、担任とは6年間交換ノートのやり取りをしていたが、最も効果的な支援を考えて頂いたのがこの担任であった。学校側は次男の5～6年の担任にもこの先生を配置している。小学校の卒業式では、長男が「練習から大変素晴らしいお返事が出来ている」と先生から言われていたが、当日たしかに私が感動するほどの返事が出来ていた。

中学校入学前に、学校側と話し合いを行い、この中学校には知的障害学級しかなかったため、情緒障害学級を新設してもらい、配属されることとなった。長男はどこに行っても自分の関心のあるものを見つけられるタイプであったため、環境に馴染めないということがなく、通学・学校生活・課外活動など大過なく、無事卒業した。

愛媛大学付属特別支援学校を目指したが、受験に失敗したため、県知的特別支援学校に進学した。場所が隣の市であったため大好きな電車で通学したことから、現在皆勤である特別支援学校の対応は以前から聞いていた通り、旧態依然としたものであった。特別支援学校であるにもかかわらず、いまだに運動会ではピストルが使われ、多数の生徒が耳ふぎをして怖がっているのを目撃した。また担任の対応も首をかしげることが多く、長男は3年生になった2013年度に教頭先生に相談したが、この学校にはしきたり・慣習が根強く残っており、変更は難しいとのことであった。筆者は県の教育の体質にも問題があるのではないかと考えている。長男は2014年4月からの就労先が内定した。

(3) 次男の成育歴

次男の診断名も先に述べたとおりであるが、長男に比して成長が早く、言葉も早めにはじめたことから、今度は健常児が生まれたものと喜んでいた。しかし、2才前後で遊びの中断や玩具の取り上げ等によるパニックが出るに至って、発達障害を疑うようになった。

次男は長男と違って多動性・衝動性があり、テレビに合わせて踊ったり歌ったり、CIを覚えるのも早く、それを楽しんでいた。積み木ではテレビで見たものを再現したり（写真1）、模倣したりするのが得意で、親を驚かせた。特性としては、発達障害児が苦手な空間認知が優れていて、当時の写真を見ると迷路（写真2）を書いたり、立体的なものを組み立てが得意であった。知的障害はないが軽度の言語障害があり、助詞の使い方に時々難が見られた。目で見たものは写真のように記憶しており、印象に残った部分を絵に書いて再現したりした（写真3・4）。宿泊や旅行などは苦手で、偏食も激しかった。同じく親から生まれてきたとは思えないほど、長男と趣味や特性が著しく異なっていた。

2歳頃から近所の保育園に行くことになったが、この保育園も発達障害に対して全く理解がなく、市内でも評判の利潤第一の事業をしていた。早々にこの園に見切りをつけ、別の保育園に転園した。その保育園は発達障害特性に対する配慮がなされていて、次男も通い易かったようである。

おむつについては、長男が3歳で取れたのに対し、次男は6歳までかかった。家には洋式トイレしかなかったが、保育園も同じ状況であったため環境の相違によるものとは考えにくかった。筆者が大便をするところを見せたり、絵を描いて見せたりしたが、なかなか改善しなかった。成人以降もおむつを付けている当事者がいるとの話を聞いていたので不安に駆り立てられることもあった。しかし、6歳になる年のある日突然、洋式便座に座っておむつを脱ぎ、大便を済ませた。この時の私たち夫婦の喜びは大変大きく、心の底から安堵したのを覚えている。

保育園の卒園式では、式の雰囲気になれなかったようで、椅子に座っていることが出来ず、担任の先生に抱っこされたままで卒園した。小学校入学前日、教室や靴箱の確認をさせて頂いた。入学式がどう行われるか、練習させてもらったが、当日生演奏があり体育館に入ることが出来なかった。前日会場を見た時には演奏はなかったため、次男も予想していなかったようである。

小学校に入学してからまず問題になったのは登校で、それまで登校班には配慮の出来る上級生がいたが、卒業してしまったために同じ登校班にも関わらず、放っておかれる日々が続いた。時には筆者が後方から監視して、動けなくなった次男を放ったまま班が登校し

時の様子を学校側に報告したこともあった。

登校しても学校の玄関から入れなかったり、教室前まで行きながら教室に入れなかった。雨の日は「雨が痛い」と言って登校しようとせず、車で学校まで連れて行ったりした。高学年になると女子から嫌がらせ的な言動を受けるようになり、自己肯定は下がるが多かったが、「どうせ自転車には乗れないだろう」と言われた時には、自ら「自転車に乗れるようにする」と言って、自転車を練習した。学校で嫌なことがあった時には、自分の自分の部屋で枕を放り投げるなどして暴れていたが、ある日筆者が出張中に次男からメールが届き、そのメールには天井の電球のカサが破れている写真が添付されていた。そのすぐ後に電話が入って「電球壊して、ごめんなさい」と言っていた。その後またメールが入り、今度はそのカサの破れたところをガムテープで貼ってある写真（写真5）が添付されていた。筆者は怒るどころか笑いを堪えられなかった。次男にこのようなことが出来るのも、犯してしまったことへの罪悪感を持ちながら、自己肯定が出来ているために正直に報告出来ているのではないかと感じた。それを支えているのは、ダンボクラブでのSST（ソーシャルスキルトレーニング）における当事者交流だったのではないかと、今では思っている。また、小学5年生ごろから「太鼓の達人」というゲームをするのが好きになり、それではそれもストレス発散と自己肯定感の回復に繋がっており、土日になるとあれほど嫌っていた雨の日でも、自転車でゲームセンターに通っている。

小学校から中学校への橋渡しの際には松山市教育支援センターの協力を仰ぎ、知能の再検査、アセスメントを実施して頂き、巡回指導員の先生方に小学校・中学校を回って頂き、次男の進学に寄与して頂いた。

中学校に進学したが、1年生の時に被害妄想の2次障害が出始め、月に2～3日は休むようになった。このため、中学校側において次男と話し合いをしてもらうことにしたところ、担任・特別支援教育コーディネーター・中1ギャップの各先生方と個別に話す時間を持って頂いた。次男は帰ってから「わかってもらえた」と大変喜び、その後は不登校から備前から脱することが出来た。3年生になり、某高等学校のオープンスクールに参加した。「台の上に乗ったリンゴを書きなさい」という趣旨の問題を言われ、最初画用紙いっぱいりんごを書いた。しかし、高校側が求めていたのは台も一緒に書いてもらうことだったらしく、書き直しを命じられた。書き直した絵は大変きれいに書けていた。このことから、耳から入った課題の把握の難しさ（聴覚からの情報処理の困難さ）と、目に映ったものがりんごしかなかったというシングルフォーカス的な一面が想像出来る。

2014年1月時点で、次男は松山市内の私立高校の推薦入試に合格し、進路先を確保することが出来た。今後はその高校における支援体制の把握と高校に対する働きかけをどのようにしていくかが保護者としての役目と考えている。

4) 保護者としての意識の変容

発達障害の子どもを二人同時に育てるという、非常に稀な環境の中での心境の変化は、非常に目まぐるしくかつ不安定で、変容という言葉で括れるものではない。

長男の幼少期には、子どもの発達が著しく遅いことが顕著であったため、心の中で確定内にするには時間があまりかからなかったが、それでも職場に出向いて仕事はこなしていても心は真っ暗という状態が1週間程度続いていた。その直後に何かしなければと考えた

のが、まず子どもを理解するための知識を得ることであり、ネット等を検索して当時近地区で開催されていた発達障害の講演会に出かけ、発達障害のサイトなどで同じ立場の親のブログなどを読み、書籍を多数購入した。その間に近くに発達障害の専門医がいなか調べ、長男が6歳の時に診断を受けた。この頃から、ある程度障害受容が出来るようになったと言え、職場の上司にも報告出来るようになり、少しずつカミングアウトしていた。

次男に発達障害があると疑った時には、障害受容がそれほど難しくはなかった。しかしもし次男と長男が入れ替わって生まれた場合を想定すると、知的障害のない子どもが先生まれることになり、それほど発達障害を疑うこともなく過ごす期間が長くなり、障害受容が難しかったと思われる。

長男が小学校に上がる頃には、発達障害者支援法を先取りした形で、全国のいくつかの県に「自閉症・発達障害支援センター」が設置あるいは委託されていたが、愛媛県には全くその気配がなく、大変もどかしい思いをした。ぜひ愛媛県にも支援センターが出来欲しい、と強く思ったことをよく覚えている。

(5) 保護者としての活動

2003年に全国に話題となる大事件が起きた。「長崎・男児誘拐殺人事件」である。この事件の犯人は中学1年生であり、小学4年生の男児を駐車場の最上階から投げ落とし、殺害したものである。この時、この中学生は「この子を投げ落としたら、どうなるのか見えたかった」と供述し、殺意はなかったものとされた。精神鑑定で発達障害（のちにアスペルガー症候群と認定）があると報道されたが、全国の発達障害児を持つ保護者はこの事件に大変揺れた。発達障害を持っていることが事件には直結しないにも関わらず、この報道が発達障害を持つ子ども及びその家族に対する偏見を助長させ、いじめや不登校、心臓病などが相次いだため、日本自閉症協会は「メディアガイド」を作成して、報道機関に対し自制を求めた。その結果、その後の各報道機関は最大限配慮した形で報道するようになったのである（発達障害者支援法ガイドブック；2005）

翌2004年3月に、長崎でこの事件に関するシンポジウムが開催された。筆者は旅行好きの長男を連れて長崎に出かけ、長男をガイドヘルプに預けている間、このシンポに参加した。主催は日本自閉症協会（長崎県支部）であり、多数のメディアが押し掛け、筆者以外にも全国各地からの参加者があった。

翌4月に、加入していた日本自閉症協会愛媛県支部（現・愛媛県自閉症協会）から事務局担当の打診があり、家内と相談した。私が受諾しても実際の負担は家内が背負うだろうと考えたからである。家内はその日のうちに賛同してくれたが、かなり悩んだようである。この時家内が賛同してくれなかったら、今のような活動はなかったであろう。これ以降ダンボクラブ、えひめDDネット、JDDネット愛媛の役員を夫婦共々担当していくわけであるが、これまでの活動が家内の協力によって支えられてきたことは言うまでもない。

事務局を受諾後、同年6月ごろに協会本部を訪ねる機会があり、長崎で知り合った協会スタッフと再会し、そこで高機能部会設立事業の説明を受けた。その当時、協会は各県支部に高機能自閉症やアスペルガー症候群等の高機能部会設置を推進しており、そのための補助金も確保していた。

愛媛に帰った筆者は、早速その話を支部幹部に報告したが、色よい返事は頂けなかった。そのため、まだその時点で愛媛県内に存在しなかったいわゆる軽度発達障害の保護者会を設立する意思を固め、2004年9月にダンボクラブ（愛媛県高機能自閉症・アスペルガー症候群親の会）を設立した。翌2005年には3回の講演会をダンボクラブ主催で開催した。

2006年1月には現在のJDDネット愛媛の前身となる「えひめDDネット」を設立し、保護者団体によるネットワーク活動をスタートさせた。筆者はダンボクラブもえひめDDネットも事務局長を担当し、それぞれの運営側として動くこととなった。

2006年11月に「JDDネット愛媛懇談会」が発足し、JDDネット加盟団体を中心に夜間での活動が開始された。ダンボクラブはJDDネットのエリア会員として登録していたため、この懇談会に参加した。2008年3月に世話役の方が退かれることになり、その後の運営を任されることになった。その後「JDDネット愛媛」設立のため、懇談会メンバーと「えひめDDネット」のメンバーが合流し、審議・検討した結果、2008年10月8日に正式に発足した。JDDネット愛媛でも事務局長を担当したが、2010年度からは代表を任されている。

JDDネット愛媛を立ち上げた頃から講演依頼を頂くようになり、パネリストやコーディネーターを引き受けるようになった。講演会とパネルディスカッションを組み合わせたセミナーを県内各地で開催出来るようになり、ネットワーク活動との相乗効果により、保護者団体活動の活性化がその地域の発達支援の活性化及び地域間格差の是正に繋がることを目的に活動を広げてきた。

JDDネット愛媛を立ち上げてからは地域活動支援者として活動している。2009年に愛媛県今治市においていわゆる軽度発達障害の保護者会の設立援助を依頼され、保護者とともにその活動支援を行った。その結果、2010年3月に「いまばりカラーズ」という団体が発足した。翌2011年には愛媛県宇和島市での保護者会設立に取り組み、2回の保護者勉強会、1回のセミナー開催により、元々宇和島市を中心に活動していた「こころ根っとうきのみ」というグループを、2012年6月に保護者団体として発足させることが出来た。宇和島市でのイベントに来場していた愛媛県鬼北町の小学校教員からの招きにより、その小学校で講演を行った。その講演会に来場していた保護者らとの交流により、2013年に「子育てトークルwith smile」というグループが鬼北町に発足し、現在鬼北町での3回の勉強会、1回の発達支援セミナーを2013年度内に開催予定である。このほか、内子町の保護者からも保護者会設立の依頼があったため現在支援中であり、四国中央市や西条市でも発達障害保護者団体設立の動きがある。

ダンボクラブを立ち上げてからは、会員からの相談に応じるなどしていたが、JDDネット愛媛を立ち上げてからは県内各地からの相談を受けるようになった。殆どは電話対応であるが、深刻な場合は直接会って話を聞くこともある。また、相談内容によっては機関コーディネートすることもあり、引きこもり、ニート、不登校、成人当事者等を適当な支援機関に紹介したこともある。ダンボクラブは2012年度から筆者を中心に成人支援部を立ち上げ、当事者（学生を含む）・保護者への支援を行っている。

6) 発達障害と取り巻く環境について

ここで、発達障害とそれを取り巻く環境について述べておきたい。その前に、WHOが2001年5月に発表した「国際生活機能分類（ICF）」について説明する。ICFは、生活機能

を考えるうえで活動の制限や参加の制約に影響するものは環境因子や個人因子であるとする考え方である。これは障害を理解するために個人のニーズに合わせた配慮が必要であるとしていて、まさに発達障害支援を考える上で、基礎となる考え方であるともいえる。

発達障害は大きくはLD、ADHD、自閉症スペクトラム障害（ASD）の3つであり、の障害特性はそれぞれの特徴を持っていながらも複雑に絡み合っており、合併している能性が高い。症状によっては、2次障害の有無、感覚過敏の有無、依存症を併発しているか、虐待を受けていないかなど、障害名よりも多面的なアプローチをしたほうがわかりやすい場合がある。また先ほど個人因子の話に触れたが、この中には遺伝も含まれており本人だけでなくその保護者の状態を検証した場合に、本人の状態を理解しやすいこともあり、その場合は保護者支援も必要となってくる。

次に、2013年5月にアメリカ精神医学会から発表された「DSM-5」について紹介しておきたい。「DSM-IV-TR」からの大きな変更は、広汎性発達障害及びその範疇にあるスペルガー症候群などの名称はすべて自閉症スペクトラム障害（ASD）に統一されること、自閉症のいわゆる三つ組は二つ組に変更されること、ASDとADHDの重複診断が可能になったこと、などである。日本では2014年1月時点でこの変更に対する厚労省の対応は発表されていないが、国際統計分類ICD-11が2015年に発表予定であることから、それを行って対応するのはとの見方がある。

上記の変更に至るまでには、ネット上で自分の診断名がなくなるのではないかなど一部のネット炎上が見られた。支援の対象から外れるのではないかと危惧が一部から挙げられ、それが煽られた格好である。また、それは当事者だけでなく、保護者にも影響を及ぼしたと思われる。発達障害を持つ子どもの保護者は、筆者が経験したように子どもが障害者であるという事実を受容するのに大変な労力を要する。障害受容の代表的なものとしてドローターの段階説が挙げられるが、障害によって需要の段階も様々であるようにまた仮に受容が出来たとしても、実際子どもとどう接すればよいのか、どう支援体制を作ればいいか、などで通常経験することのない思考・感情を持たざるを得なくなっていく。その中で環境の変化や制度の変更など、新たな対応を迫られるときには、より多大なストレスを持ちながら対処することになり、その結果、保護者のストレス耐性も弱まる傾向がある。保護者の障害受容はこのような状況で行われていることをぜひ理解して頂きたい。

障害名について、いくつか関連するものを挙げておきたい。まず「サヴァン症候群」とあるが、これは発達障害児の天才児の障害名のように言われることがあるが、知的障害の天才児を表す障害名である。映画「レインマン」で俳優ダスティン・ホフマンが多くの数字を瞬時に記憶するという場面を演じたが、そのような記憶力や音楽家顔負けの絶対音感優れた計算能力等を持つという障害特性がある。次に、「高次脳機能障害」であるが、これは事故等による脳損傷によって生じる認知機能の障害である。ひどい場合は重度の知的障害のような症状を呈する場合もある。多くは、対人関係の問題、依存症、こだわりなどが出現するため、発達障害と間違われることも多い。発達障害が先天的な脳の機能障害であるのに対して、高次脳機能障害は後天的に発生する脳の機能障害と言える。最後に「反応性愛着障害」についてであるが、これは虐待の世界で使われている障害名であり、愛着形成に問題があった場合に発症する障害である。しかし、その症状は注意欠陥多動性障害

酷似するADHD様症状と言われ、鑑別が大変難しいとされている。特に発達障害児が着障害を併発している場合は、単に反応性愛着障害を発症しているのか、発達障害がために虐待を受けて二次的に愛着障害を起こしているのか、鑑別に時間を要するという。状況が酷似していても、支援方法は異なるため、出来るだけ正確な診断が求められるところである（杉山 2007）（岡田 2012）。

2007年4月に学校教育法を改正して、特別支援教育が施行された。それより先、すでに愛媛県内でもモデル事業としての取り組みがいくつかの地域で実施され、その成果が反映されてきた。発達障害の子どもの保護者にとって、特別支援教育は学校環境を大きく変え制度変更と解釈されたが、実際のところはまだまだ浸透しているとは言い難く、地域間差、学校間格差、不良生徒の特別支援学校への異常な流れ、通級指導教室の整備不足等弊害を全国的に生みながら、施行後約7年の歳月が過ぎた。今後は、最近増えているという特別支援教育士資格の取得（筆者は2014年2月初旬に合格通知を受領済）、愛媛大学教育学部特別支援教育専攻科等の受講等により、学校の教員が特別支援の必要性を理解し、アセスメントと手立ての構築を学校組織的に推進出来るようにするための特別支援教育体制が望まれるところである。

最後に2013年6月26日に公布された「障害者差別解消法」（正式名称：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」）についても触れておきたい。本法では、「不当な差別の取扱い」及び「合理的配慮の不提供」が禁止され、2016年4月1日施行予定である。例えば、教育現場では発達障害の特性があり、アセスメントの結果、手立てを講じる必要性があり、その手段があるにも関わらず、その手段を提供しないことは合理的配慮の不提供にあたり、本法に違反することになる。また、通常の学級において担任教師が「クラス全員を平等に扱いたいので、発達障害児を特別扱いすることはしない」と表明することも違反に当たる。課題としては、国の行政機関や地方公共団体には法的義務があるが、民間事業者には努力義務がある、とされていることが挙げられる。これに対しては、その民間事業者の事業を担当する大臣が、民間事業者に対し、報告を求めたり助言・指導・勧告を行うことが出来るとされている。このような仕組みが機能するかどうか、監督官庁の取り組みや施行までの罰則規程の制定などが注目されるところである。

3. おわりに

JDDネット愛媛の代表となって、4年の歳月が過ぎようとしている。JDDネット愛媛の事業内容は、1. 加盟団体の相互情報交換、2. 趣旨に沿った普及・啓発活動、3. 実態調査やアンケートの実施・結果の提示、4. 行政等に対する要望活動、である。発足当初は13団体の加盟であったが、現在は倍の26団体が加盟している。正直、このような規模のネットワーク団体になるとは考えてもいなかった。1～4の事業をどれだけ遂行出来るか、加盟団体の期待に応えられるのか、暗中模索しながらこれまでを行ってきた。

ネットワーク活動は連携が中心である。繋がっていくことが、地域活動の核となる組織の孤立化を防ぎ、交流することがその組織の活性化に繋がる。連携の形は地域性にもよるであろうが、基本的に地域活動が主体であると考え、ネットワーク活動は+αであり、代表者を含む役員・幹部はそれほど連携に力を入れられないのが現状である。このため、「緩

い連携」という言葉もこれまで多く使われ、その程度のほうが関わりやすいと考えられてきた。確かにそのような形が望ましいが、筆者はネットワーク活動の在り方として、「互いが意識し、関心を持ちあうことが重要ではないか」と考えている。こう書くと非常に簡単のように感じるかもしれないが、距離的にも離れていると、関心を寄せることが難しいのが人間である。普段は離れていても、必要な時には連携出来る程度の関心を持つてゐることは、出来るのである。

筆者の子ども達は就労、進学と次のステージに向かって進んでいるが、その先には就を含む自立した生活の構築が待っており、それこそが保護者としての願いである。保護団体が目指すところも、保護者の思いに多少の違いこそあれ、同じ所にある。そして、来ないことは他に頼む、必要な手は借りることは個人的にも団体的にも必要なスキルである。発達障害を抱える子どもを生涯一貫して安定的に支えるためには、地域資源の有効活用も必要であるが、連携によって支援出来ることが実は多くあることを、保護者は学ねばならない。

引用・参考文献

- 岡田尊司（2012）「愛着崩壊 子どもを愛せない大人たち」角川学芸出版
 杉山登志郎（2007）「子ども虐待という第四の発達障害」学習研究社
 中村志津香（2011）「発達障害児・者をもつ家族における支援の現状」 広島大学大学院、理臨床教育研究センター紀要10, 86-96
 発達障害者支援法ガイドブック編集委員会（2005）「発達障害者支援法ガイドブック」；出書房新社

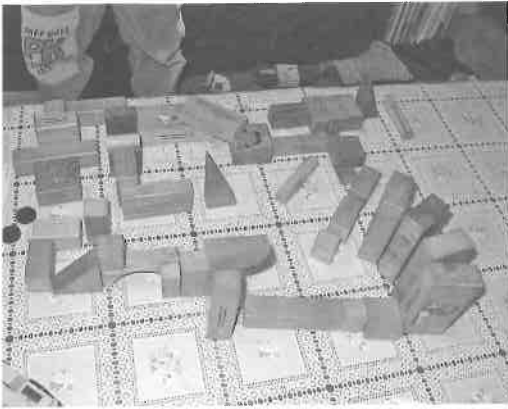


写真1

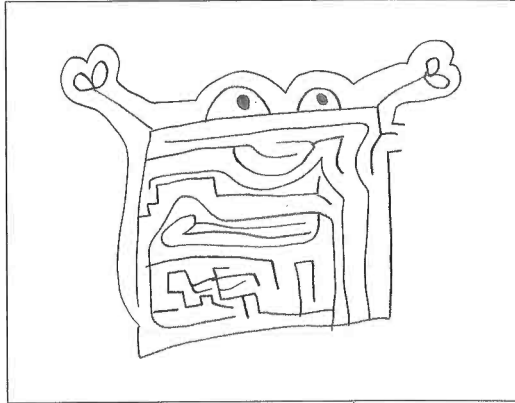


写真2

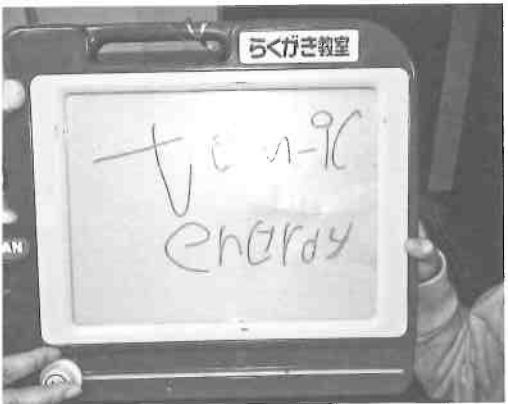


写真3



写真4



写真5

編集委員

西 本 修 文
土 岐 敦 子

執筆者紹介（執筆順）

都知木 誠
河 内 康 文
泉 浩 徳
原 映 子
真 鍋 誠 子
西 本 修 文
寺 川 夫 央
中 居 由 香
徳 永 英 幸
武 田 秀 敏
土 井 敏 徳
竹 田 貴 好
隨 行 教 子
綿 貫 周 久
渡 邊 陽 子
玉 井 里 美
白 石 真 由 美
元 山 愛 子
田 中 輝 和

平成26年 3 月25日 印刷

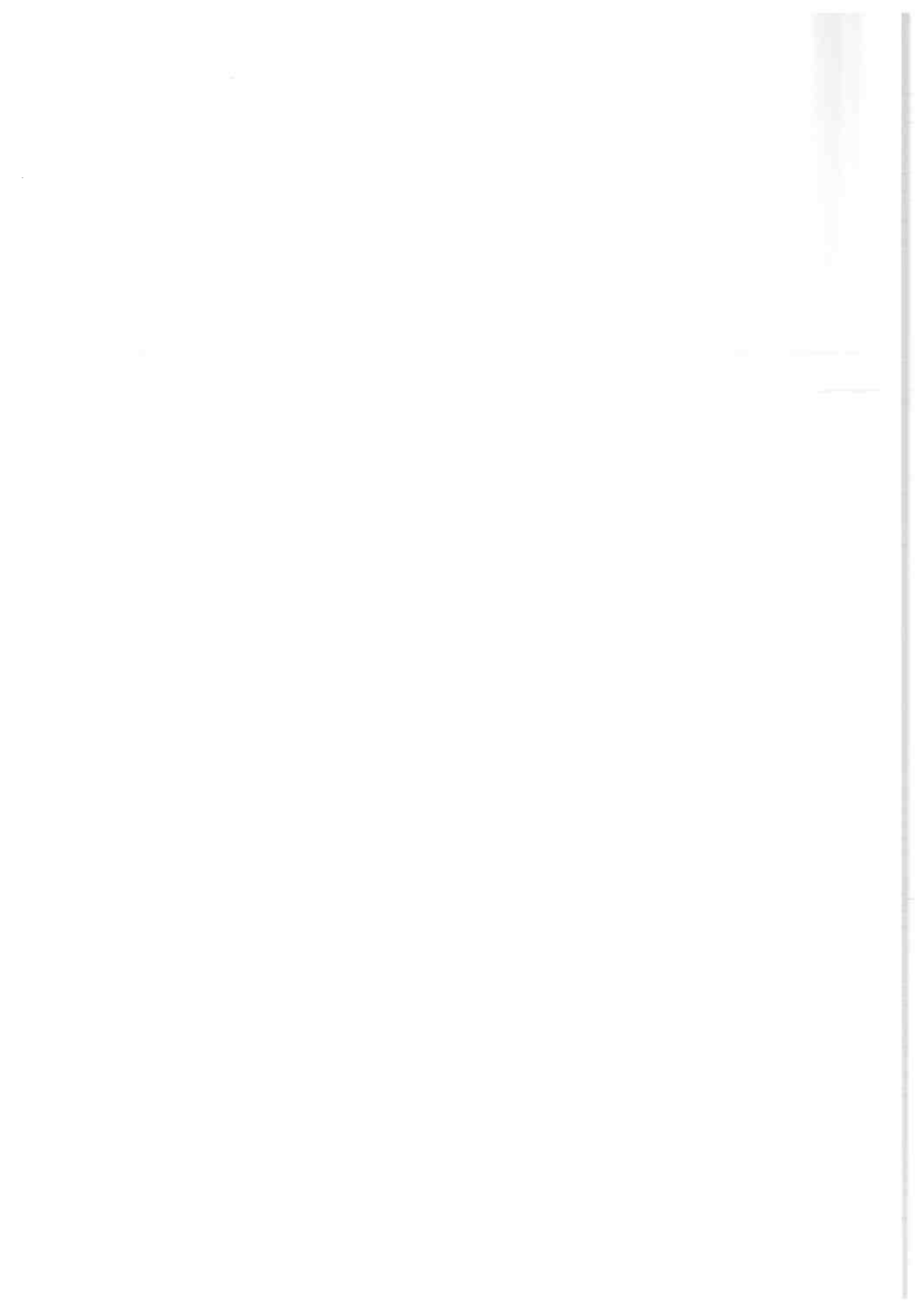
平成26年 3 月31日 発行

編集発行者 今 治 明 徳 短 期 大 学

今 治 市 矢 田 甲 6 8 8

印 刷 所 原 印 刷 株 式 会 社

今 治 市 喜 田 村 1 - 2 - 1



REPORTS OF RESEARCH IMABARI MEITOKU JUNIOR COLLEGE

NO.37

CONTENTS

Knowledge and understanding of diabetes in junior college students	Makoto TOCHIGI.....	1
The current situations and issues on the trend of disable people education in care workers training college	Yasufumi KOUCHI.....	9
The Proposal to The Future Role And Directivity of A Small Children's Hall The History And The Enterprise of Imabari Children's Hall Are Undertaken A Model, And It Is -.	Hironori IZUMI.....	21
Progress Report on Improvement of Education in Imabarimeitoku Junior College I -Action for Making of Three Education Policies-	Eiko HARA, Seiko MANABE, Hironori IZUMI, Tadafumi NISHIMOTO, Fuo TERAGAWA, Yuka NAKAI, Hideyuki TOKUNAGA Hidetoshi TAKEDA, Toshinori DOI.....	31
Materials and Reports / Introduction to Imabari Meitoku Junior College of Tablet -Focus on issue before the introduction of tablet-	Yasufumi KOUCHI, Eiko HARA, Fuo TERAGAWA, Yuka NAKAI, Takayoshi TAKEDA, Takako ZUIGYO, Makoto TOCHIGI, Kazuhisa WATANUKI, Youko WATANABE, Satomi TAMAI, Mayumi SHIRAISHI, Aiko MOTUYAMA.....	43
"Point of view as the guardian of children suffer from developmental disabilities" The-about the process of altered consciousness and life story of protecting themselves	Hironori IZUMI, Terukazu TANAKA.....	57

March 2014

IMABARI MEITOKU JUNIOR COLLEGE